

## 令和4年12月愛荘町議会定例会会議録

令和4年12月8日（木）午前9時00分開議

### 議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第50号 愛荘町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第51号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第52号 湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 5 議案第53号 中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 6 議案第54号 愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターならびに愛荘町立福祉センターラポール秦荘はつらつドームの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第55号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第56号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 9 議案第57号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第58号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9

---

### 出席議員（14名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 久保田 正 利 君 | 2番 小 菅 久 宣 君 |
| 3番 中 川 喜代和 君 | 4番 澤 田 源 宏 君 |
| 5番 村 西 作 雄 君 | 6番 森 野 隆 君   |
| 7番 上 田 太 治 君 | 8番 高 橋 正 夫 君 |

9 番 外 川 善 正 君  
11 番 瀧 すみ江 君  
13 番 辰 己 保 君

10 番 河 村 善 一 君  
12 番 竹 中 秀 夫 君  
14 番 村 田 定 君

**欠席議員（なし）**

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

町 長	有村国知君	副 町 長 兼 企 画 政 策 監	中西 功君
教 育 長	徳田 寿君	教 育 次 長 兼 教 育 振 興 課 長	上 林 市 治 君
総 務 政 策 監	生駒秀嘉君	福 祉 政 策 監 兼 ワクチン接種推進室長	森 まゆみ君
産 業 政 策 監	北川三津夫君	みらい創生課長	西川傳和君
経 営 戦 略 課 長	田中孝幸君	公 共 施 設 最 適 配 置 推 進 室 長	久保川瑞穂君
くらし安全環境課長	水谷徹也君	福 祉 課 長	小 林 充 周 君
健 康 推 進 課 長	木村美紀君	子 ども 支 援 課 長	重 田 祐 史 君
住 民 課 長	越後聡美君	農 林 振 興 課 長	山 本 拓 也 君
商 工 観 光 課 長	藤野知之君	建 設 ・ 下 水 道 課 長	羽 田 順 行 君
給食センター所長	阪本 崇君	図 書 館 長	三 浦 寛 二 君
歴史文化博物館長	下村今日子君		

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 青 木 清 司 書 記 伊 谷 一 真

開議 午前9時00分

### ◎開議の宣告

○議長（村田 定君） 皆さん、おはようございます。早朝から大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（村田 定君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（村田 定君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日の一般質問答弁におきまして追加並びに修正がございますので、発言を許します。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） おわびでございます。昨日、久保田議員の御質問で、日野町の公立保育園・公立幼稚園が幾つかというところで、10園ということで回答させていただきましたけれども、議員の御指摘がございまして確認させていただいたところ、議員がおっしゃるとおりで8園でございました。訂正のほうさせていただくとともに、おわびさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（村田 定君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 昨日、中川議員より頂きました不登校の要因に係る割合につきまして、数値で御回答を申し上げたいと思います。

まず小学校のほうですけれども、「生活リズムの乱れ・遊び・非行」、これが第1でございまして52.0%。2番目は「家庭の生活環境の急激な変化」、これが16.0%。そして「親子の関わり方」、これも同率の16.0%でございます。

中学校のほうでございますけれども、一番多いのは「無気力・不安」、これが50.0%。続いて「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、これが17.6%。3番目が「生活リズムの乱れ・遊び・非行」、これが11.8%。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 昨日12月7日に引き続き、本日は3名の一般質問を行います。順次発言を許します。

---

◇ 辰己 保君

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己、一般質問を行います。この議会では3件について一般質問を提出しています。それぞれについて一問一答で行います。

まず初めに、空家対策事業の利活用について質問を行います。

令和3年度における空家対策事業を調べてみますと、事業費総額は1,547万4,058円。事業費の財源内訳は、国・県の補助金が173万4,000円で、町費は1,374万円でした。事業詳細の負担金及び交付金では、空家等改修費補助1,457万4,000円を、また空家等財産処分補助事業に20万円を事業執行しています。

空家等改修補助事業の詳細は、空家等改修補助物件は5件で1,417万4,000円です。加えて加算分が40万円を拠出され、総額1,477万4,000円です。また、別に空家等家財処分費補助金対象は2件で40万円拠出しています。

空家等対策補助金は、空き家や空き店舗の所有者の方、利活用したい方が最もやりたいことができるようにと支援補助制度です。この制度は、空き家バンクに登録されている物件に限定されています。同時に、補助対象者は、物件登録者と実施要綱に基づき空き家等を売買または賃貸借契約の締結をした利用登録者とされています。

私は、空家等利活用推進補助金制度には、省エネルギー補助金制度との整合性があるのか、不可解さを抱いています。

そこで以下の3点について質問を行います。

1つ目、町空き家情報登録制度実施要綱第3条適用上の注意として、この告示は、空き家等情報登録制度以外による空き家等の取引を規制するものではないと条文化しています。わざわざ適用上の注意を書き込まなければならない条文根拠をお尋ねします。

加えて、情報登録制度に登録するものは、町内外を問わないのか。不動産業も含まれるのかをお尋ねします。

3つ目、空家対策事業は、活用していない登録空き家物件であり、その空き家物件の活用を希望される移住者・定住希望者で売買取引が行われることは想定します。しかし、登録者があつせんされる場合も、利用登録者であれば空家等対策補助制度の適用となるのかを問いかけます。

以上、3点について答弁を頂きます。

**○議長（村田 定君）** みらい創生課長。

**○みらい創生課長（西川傳和君）** 空き家に関しての一般質問、3点頂きました。

1点目でございます。空き家の建物の状況は様々であり、比較的良好な物件は市場で取引されますが、市場での取引が困難と思われる物件等が空き家バンクに登録されるという流れが主となっております。

そのため、町内にある空き家全てを空き家バンクで解消するのではなく、民間市場で取引できるものは民間市場で取引していただくべく、実施要項上に明文化したものでございます。

明文化に当たっては、平成30年3月に国土交通省が定めた農地付空き家の手引に適用上の注意に関する記載が示されており、これを参考としたものでございます。

続きまして、2点目の御質問でございます。空き家バンクに物件を登録する登録者については、空き家の賃貸もしくは売却を行うことができる所有権等の権利を有する者であれば、町内外を問わず登録することは可能でございます。

また、空き家の利用を希望する利用希望者については、空き家を活用した移住・定住に加え、空き店舗を活用した起業促進等の観点から、町内の方はもとより町外の方も登録することが可能となっております。

さらに、登録者及び利用希望者については、個人・法人、また法人の業種についても問わないことから、不動産業を営む者の登録も可能としております。

続きまして、3点目でございます。さきの答弁に申し上げたとおり、空き家バンクにおいて、登録者及び利用希望者については、個人・法人、また法人の業種も問いません。そのため、空き家バンクに登録のある者によって、空き家バンクを通じて取引が成立した物件については、補助金制度の適用対象としているところでございます。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** では、再質問をしていきます。

結局、今の答弁でいくと、空き家等の取引を規制するものではないというその規定は、要するに、私自身は個人対個人というのが底辺にあるというふうに思っているわけです。だから、所有者と利用者個人との資産売買、こうした、ここに限定した、これに限定した条文でないということを、今、答弁でされたのかを確認します。

**○議長（村田 定君）** みらい創生課長。

**○みらい創生課長（西川傳和君）** この補助制度につきましては、愛荘町の空家等利活用推進補助金交付要綱で定めをしておるところでございます。補助の対象者につきましては、物件の登録者と、この空き家バンクの制度で利用登録ということで空き家の利用希望者を対象としているという形になっております。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** あくまでも個人対個人で、本来であれば、そういう取引を想定しているのではないかということを確認しているわけで、業務を含むというふうには先ほど答弁があったわけだけでも、それは行政全体としての姿勢と整合性があるのかということに出てきますので、取りあえず先ほど手引が出てきたので、国の手引とは一体どういうものなのかを聞きます。

**○議長（村田 定君）** みらい創生課長。

**○みらい創生課長（西川傳和君）** 先ほど申しあげました農地付空き家の手引につきましては、平成30年3月に国土交通省より出されているものでございます。この手引につきましては、農地付空き家等を含めた中で、空き家の利用と、あと田園回帰と申しますか、農業、地方への人の移動というものも含めた中で、空き家バンクの制度の立ち上げといったところも含めてその制度の要綱等の検討、また策定に関しての手引というものが出されております。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** だから、手引と今、実際にやっていることがどうなのかということを知っているわけで、手引にのっとっているというのは、具体的にどういふところで手引にのっとっているのか。その業務を含んでいるわけで、だからそこがはっきりしたいわけです。

**○議長（村田 定君）** みらい創生課長。

**○みらい創生課長（西川傳和君）** まず、空き家の取引に関して個人また法人も含めるのかという部分に関しましてでございますけれども、あくまでもその手引から引用しているものにつきましては、この空き家バンクの取引に関して、市場の流通を妨げるものではないという部分を引用しているというところでございます。個人または法人に関しましては、町の空き家の利活用の促進といたしまして、やはりその個人だけでなく、民間の力も借りて空き家の利用の促進を図るという方針の中で、この補助制

度のほうを策定しているものでございます。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 簡単に言えば、市場経済言うたら市場の流通を妨げるものでないという答弁であったわけで、改めて空家等対策計画に基づいていくと、空き家等対策に関する基本目標と基本方向、これと今あなたが答弁されたこととの整合性、こういうものを答弁を頂きます。

**○議長（村田 定君）** みらい創生課長。

**○みらい創生課長（西川傳和君）** 平成29年3月に策定いたしました愛荘町空家等対策計画でございますけれども、この計画につきましては、空き家の利活用と適正管理の両面からこの計画のほうを策定しているものでございます。

まず、空き家の愛荘町の現状であるといった部分も含めた中で、その適正管理に関しましては、基本目標の中で地域の安全・安心な住環境の形成のための空き家等を適正管理するということにつきまして定めておるものでございます。その空き家の管理の適正という部分に関しましては、利活用対策といたしまして、資産価値の低下や地域コミュニティの衰退を招くという部分を防ぐということも含めまして、空き家等を住宅市場で流通させ適切な利用を促すとともに、地域の実情やニーズに応じた、単なる住居利用にとらわれない多様な利活用を図ることが求められるというところで、計画の中で定めているものでございます。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** それでは、利活用対策としてこの計画の中に3点挙がっているんですが、それについて答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** みらい創生課長。

**○みらい創生課長（西川傳和君）** 空家対策計画の中で利活用対策として掲げられているものにつきましては、3点、おっしゃるとおりでございます。

1つ目は移住交流促進でございます。これにつきましては、人口構造の確保に向けた中で、空き家というものを既存ストックとして考えた中で、その利活用を考えていくというところ。

もう1つは企業支援でございます。こちらにつきましては、やはりその愛荘町、ものづくりの町として、そういった特徴を生かした空き家の利活用というものを進めていくというのが、2つ目でございます。

そして最後3つ目につきましては、地域振興でございます。空き家の利活用につきましては、やはり地域づくりの観点からいうその子育て、高齢者福祉、観光振興といった様々な分野での利活用というものを推進していくというところで、地域課題の解決ということを含めまして地域の振興を図っていくというものでございます。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 今、利活用、当然、今言っている空き家の管理、適正管理には特定空き家というものと分かれていて、いろいろと分類されているんですが、だから、今その利活用が目的で、要するにあっせんも含めた業務を含めて登録されれば、その者に対して補助金を出すということなので、3年度に執行された、実施された中で、集合住宅があるのかどうか確認します。

**○議長（村田 定君）** みらい創生課長。

**○みらい創生課長（西川傳和君）** 令和3年度につきましては、この補助金制度を活用されて改修された物件につきましては、5件ございます。いわゆる集合住宅、マンション・アパートにつきましては、対象はございません。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** じゃあ、集合住宅はないということですね。今その答弁がないという対象にしていけないということの確認をさせてもらったので、それでいいんですが、業が介在して、不動産業等、当然、業というのは幅広く捉えれば、当然、福祉業で、その福祉施設に空き家を活用したい、そんなことが生まれてくるわけです。だから、不動産業とか宅建業があっせんしたときに、あっせんによってはどうなるかということを私は聞いているわけです。

じゃあ、平成3年度の実施において、この3項目。利活用対策として先ほど答弁された3項目に該当するのかわからないのか。答弁を頂きます。

**○議長（村田 定君）** みらい創生課長。

**○みらい創生課長（西川傳和君）** 令和3年度に実施した5件でございますけれども、もちろん居住という部分につきましては4件ございます。要は個人が居住するための目的で改修されたというのが4件ございます。これにつきましては、1つ地域振興という意味合いで、やはりその地域で、地域の人口といいますか居住者を増やしていくという意味でございます。

そのうち2件でございますけれども、移住要件、移住交流促進に該当しております。



要はその域外から移住してこられて、居住されたのが2件でございます。

あと残り1件でございますけれども、これにつきましては、もう1つ地域振興という形で、高齢者であったりとか地域の子供の居場所として利用されているという案件が1件ございます。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 地域に貢献する移住というものは、当然、不動産業や宅建業の人たちは、当然その地域に対しての物件を求められているわけで、だから、全てがその対象になるということになり得るわけで、最初の説明、最初の答弁のところとは、ちょっと齟齬が生まれてこないのかどうか。ちょっと今の答弁で、自分自身の答弁が、そこに整合性と齟齬が生まれていないか、そこを聞きます。

**○議長（村田 定君）** みらい創生課長。

**○みらい創生課長（西川傳和君）** 多分、その移住という言葉の定義になるのかなというふうに考えております。もちろんその愛荘町の人口が増えている中で、域外から転入されている方も非常に多いというところもございます。

また一方で、愛荘町の魅力等に引かれて移住される方というところもございます。そういった中でその移住と転入という部分の定義によって分かれてくる部分ではあるかと思うんですけれども、やはりその域外からやはりその地域に住んでいただくということは、一定その地域の担い手といいますか、活力という部分にはなってくるかと思えます。そういった部分で、やはり地域外からの人の流れというものは非常に重要であるというところで、やはりその域外から来られる方に関しては、一定この補助金に関しては移住という要件を適用するというような形になっております。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 当然、バンクに登録するということが歯止めになるわけですが、答弁で聞いていると、結局、新興住宅の住宅地の人も移住してきているわけで、そこも全部適用しなきゃならなくなる。その前に登録すればいいとか、何かわけの分からないこの制度になってくる。業が介在しているところをなぜ問題にしているかといえば、300万の補助金を出して移住されるから、当然、他市町から愛荘町に来られる。来られた方に対して、登録が空き家やから登録しておく。そこに物件があるから、そこはどうですかという交渉をすれば成立するわけですよ。それは商取引ですよ。AとBの、Aは空き家の所有者、Bはあっせんする業をした人、Cが移住を希望する

人。移住を希望したのかどうかそこはちょっと分かりませんがね。鳥居本の記事が載っていたことも記憶にあると思う、つい最近ですから。そこはその鳥居本の旧の施設ですわね。そこで、その移住をされる方をそこに来て募集して、そこでの話合いをしているという記事が、たしか中日新聞に載っていました。本来、介在の仕方はそうであるべきでしょう。業を営んでいる、要するに私が特に問題にしているのは、不動産業と宅建取引ですよ。その人たちに300万の補助金を出して、Cの希望する方に売り渡すことが行政の仕事としていいのかどうか。ここは町長としての見解を求めておきたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** ありがとうございます。不動産業と、宅建の方々ということで、問題意識をお持ちいただいているということでございます。

当初より、空き家バンクということにおいての、なかなか流通をし得ない物件に対しての、どのような補助なり支援ということが可能かということで、スキームをつくってきているものでございます。この際に、不動産業の方々、もちろんプロの方々でもございます。そういう点においては、なかなか市政の方々よりも、いろんなノウハウをお持ちということもあり、その方々ということ当初から全て外してということにすると、なかなか物件の動きということも、多分、出にくいであろうというような捉え方を当初よりしてきているものでもございます。その点において、なかなか実績も上がりにくかったものにおいて、この不動産業を営んでおられる方々も、何とかいろんな知恵を絞りながら、ここで町とも連携を、この仕組みとも連携をしながら、進めていただいているというところはあるというように受け止めておるものでございます。

いろんな部分でやっぱり何とか町としても、こうやってほっておけば空き家にそのまま誰も住まないというものになりかねないものを、少しでもやっぱり浮上をさせていかねばならないというところで取り組んできておるものでございますので、不動産業の方々をそれを全て外してというところは、構想としてはないというものでございます。

ただ、これからいろいろ取組をしていくところにおいて、いろんな視点、また、よりベターな方策を施策として推進するということは自然なことでございますので、いろんなことをより深く見ながら、これからも進めていければというふうに存じます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） そういう業の人の力を借りなきゃならない側面はあるだろうとは思いますが、しかし、業ですから、300万の補助金を出して付加価値をつけて、Cに、要するに希望者に売り渡された場合に、それはどういうふうに行政の在り方として問題にならないのかどうか。その点についてどういう見解を持っているのか、改めて答弁を求めておきます。

○議長（村田 定君） みらい創生課長。

○みらい創生課長（西川傳和君） 空き家の改修に関しまして、その付加価値、個人の私的財産への付加価値という部分でございますけれども、この事業につきましては、国のほうの補助金も裏打ちとしてございます。国のほうの補助金につきましては、空き家対策総合支援事業として町の一定条件、町の支出したものに対する一定条件のものに関してさらに支援がされるものでございます。

国土交通省が所管するものでございますが、この自治体を実施する空き家等改修補助制度の補助の2分の1を、国庫補助として自治体に交付する制度が送付されております。交付要綱からはなかなか読み取れない部分があるんでございますけれども、実際にその補助金としましても、やはり個人の財産を改修するという部分に対しての支援というところで、この国の制度にも準じた形で進めておるというところで、一定その議員の御質問にある部分に関しては、条件としてはクリアしているというようなところの見解でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 国・県の補助金は173万4,000円でしょう。実績は。何かさもらしく300万円が何か補助金が来そうなような答弁しているけども、総額の173万しか出てない。私が聞いているのは、町長、町の財源出動として、業をやっている人の利益に支援をするんですかということを知っているんですよ。町長が答えなかったら無理ですよ。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 辰己議員が課題意識をお持ちいただいているということ、そのニュアンスであったりということも含めて、全くそれは違うなということは思いません。いろいろその業の方を直接、かなりの金額でもあるし、それが本当に皆さんの大事な予算の使い方、支出としてどうなのかというふうに思っていたかというの

は、それは自然のとらまえ方であるというふうに住じますので。

一方なんですけれども、いろんな公による補助なりその政策目的によつての補助なりということはあるんだと思います。例えば、食料自給であつたりいろんな農業の多面的な部分をやっぱり御支援をしていくというところにおいて、これは町のみならずでございます。県も国もでございますが、様々な、やはり農業・農政に対する支援が例えばあつたり、また子育てということでお子を育てていらっしゃらない方々も含めて、やはり子育て環境、新たな命であつたりとか、またその保育に資する支援ということは実際にその世帯に対して行っているというところはございます。

そういう点では今、当初これ取り組んできているものに、やはりちょっとここが随分と目立つんじゃないか、随分とここは個人資産に対する補助としてはどうなのかというふうにお感じいただくそのお気持ちというところは、重々に捉えておるものでございますけれども、やはり業をされている方々のいろんな意欲であつたりノウハウであつたりというところで、少しずつ成就をしてきているというところも、1つ側面としてはございますので、ただ先ほども申し上げましたように、いろいろ、それが非常にいろんな方から見ても、ちょっとそこに恣意的なものが仮に私たちもより見えるというようなことが仮にあつたならば、それはやはりより公平・公正な視点において、どのような在り方がふさわしいのか、本当にこれだったら町の公益に資するなあと、これで長く住んでいただくことができたなあと、これが空き家になっていなくてよかつたなというような点検や視点ということは常に入れていきたいというふうに思っているものでございます。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 言葉を選んでほしいと思いますね。私自身が何か疑念とか、そういう疑惑を持って質問しているように捉えた答弁を、言葉を使っているのは非常に不見識だと思いますよ。

私は空き家バンクそのもの、当然空き家が増えてくることに対する対処の仕方は、どこの自治体も真剣に取り組んでいることが前提なんです。それは否定しているわけじゃないんですよ。ただ、よその町は違った取組の仕方をしているでしょうと。今、鳥居本の例を出しましたが。じゃあ、皆さんは要するにアンテナを張るべきでしょう。町として言えば。もしくは誰かの力を借りて、そしてこういう物件があるんです。そのときにはという要件をそこに出せばいいわけでしょう、今の時代ですから、ITが。

それをそういう努力やそういう知恵を出さないで、私が言っているのは、本町がやっている施策、リフォーム助成制度の、そういうものから見てもどうなんだということを言っているわけですよ。

だから、300万の補助金を出して、C氏に、希望者に渡す。しかし、そこには介在されているのでどうなんですかということですよ。そこに、付加価値についてC氏に売ったときにはどうなるんですかと。町の財政出動として、これが正しいんですかということになるわけです。そこを問うているだけのことなんです。適正な制度をしましょうということを訴えているんですよ。監査のときでもこういう指摘はなかったのかどうかという、私自身は疑念は持っています。

取りあえず改めて言いますが、答弁になっていないので、疑念とかそういうことじゃなくて、300万の要するに補助金の使い方が、A対Cに対してなら問題がないと。しかも、介在といっても、業をやっている人が、その地域に福祉やらそういうものに対して利活用するためという申請で登録されて、その改修に300万が使われるということはあるでしょう。私が言っているのはあくまでもあつせんですよ。仲介ですよ。これに300万を投資していいんですかということを知っているわけで、町長、その点をしっかりと捉えて答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** ありがとうございます。特にあつせんということでおっしゃっていただいているところでございますけれども、先ほどの答弁も、私といたしましては、辰己議員のいろんな御懸念を下さっているところ、その部分も含めて、より適切な在り方ということ常を点検をしながら進めてまいりたいということ、先ほどもお答えさせていただいております。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 昨日の質問でも出ているんですけども、特定空家に対して、それは個人責任で云々ということが当然計画の中にも入っているんですが、計画の中に何らかの措置を講じるということが書かれていますね。みらい創生課長、この点を確認しておきます。

**○議長（村田 定君）** みらい創生課長。

**○みらい創生課長（西川傳和君）** 愛荘町の空家対策計画におきまして、適正管理、要は管理不全対策といたしまして、老朽危険空き家等の除却促進等が掲載はされてお

ります。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 34ページに書いていますね。所有者による空き家等除去を実施する際の費用の一部を助成する制度の策定を検討しますと、検討しますと書いていますよ。だから、しっかりとそこを、まだ全然そこが示されていないので、今もこれ、計画見直しはされようとしています、今年度。だから今のその300万の適用ももっと真剣に議論すべきだし、そして、どういうふうに発信するのか。何か、4年度に見ていると、間違っていたら訂正してくれたらいいけども、今、空き家登録される、バンク登録されている件数はゼロだというふうに、たしか何かに書いてあったような気がするので、こんな実態ですよ。だから、もっともっと、彦根市になるのかな、その取組やらをもっとして、町として何をなすべきなのかももう少し議論を、この計画の見直しに際して、ちょっと議論が必要だろうというふうに思います。そのことをまずは改めて、この老朽危険空き家の除去に対しての補助、そういうものをどのように考えているのか、確認します。

**○議長（村田 定君）** みらい創生課長。

**○みらい創生課長（西川傳和君）** 空き家の除却と申しますか適正管理に関しましては、今、建設・下水道課のほうで分担しているということですが、ただ、先ほど議員おっしゃったとおり、ちょうど空家対策計画に関しては本年度見直しを掛けております。令和5年度から新たな形で、それに基づき事業を進めていくというところでございます。

今、御指摘のあった除却の部分も含め、また補助金等も含めた中で、今、空き家のほうの実態調査もかけております。件数につきましても、平成28年に実施した件数よりもかなり倍近く増えているような状況でもあるというところでございます。そういったことを鑑みまして、今、空家対策計画の見直しを掛けております。その後でございますけれども、それに基づき、今の適正管理の部分、また利活用の部分に関しましては、支援策に関しても一定、計画に基づいた再考というのは必要になってくるというふうに考えております。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 何かあれこれと答弁をしてもらっているんですが、要するに危険空き家についての費用の助成制度、これをしますと書いてあるんだから、する

のかしないのか。町長、答弁をもらいます。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** ありがとうございます。特定空家等等に対する除却の補助費用というところのお問いかと存じますけど、今検討しているというところでは、検討というか、この計画の改定というところに向けての議論を進めているところでございますが、少し担当課からお答えを、補足の部分させていただきたいと存じます。

**○議長（村田 定君）** みらい創生課長。

**○みらい創生課長（西川傳和君）** 適正管理、空き家除却のほうの補助という形、補助の実施するののかしないのかというところでございますけれども、現段階では検討というところで、実施のほうは考えてはいないというところでございます。今後、もちろん空家対策計画の見直しも含めた中で、その制度設計に関しては考えていくというところもございますので、現段階では、適正管理に関する支援のほうはないというところでございます。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 今、見直しに、これからずっとやっておられるということになるので、そこで検討するということなんだろうけど、しかし、利活用のところできれいごとをたくさん言っていながら、地域の貢献とか言いながら、除去も非常に待ったなしの課題なんですよ。だから、そこにやっぱり手助けしなかったら、全部読みましたけど、今の実態も全部書いていますよ。だから大変だと。除去したくてもいろんな条件があると。金銭的な問題も含めて全部、自分たちが書いているじゃないですか。じゃあ、とにかくそんな検討しますじゃなくて、やっぱりやる。前向きな感じでやらないと本当に危険物を除去できないので、本当に地域住民の皆さんと相談しもって、必ずやられるように、自分たちが検討しますという数年前に断言しておきながら、その形もできてこない。それ自体が問題です。

次行きます。次の質問です。

次に、介護者激励金を5,000円にされることを求めることについて質問します。介護者激励金支援事業の対象は、在宅で要介護4・5の認定者及び認知症者を介護する人に対し、1か月のうち20日以上自宅で介護している人に支給されています。有村町長は、介護者激励金を5,000円から3,000円に減額されました。改めて、なぜ減額されたのか、その根拠をお聞きいたします。

令和3年度の介護者激励金は支給総月で414月。支給金は124万2,000円です。当初実施された5,000円に戻すのに必要な財源は、令和3年度実績から82万8,000円の増額です。介護者激励金を月5,000円に戻すことを求めますが、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 介護激励金に係る辰己議員の御質問につきましては、令和3年9月及び12月定例会におきましても、御答弁を申し上げております。

介護者激励金は、平成31年4月から5,000円を3,000円に減額いたしました。その根拠につきましては、介護保険法が施行され、短期入所やデイサービスなどのサービスの充実が図られたことで、以前に比べ、介護者にゆとりのある時間が確保されるようになり、在宅介護の環境が家族だけで介護を背負うものではなくなってきていることが挙げられます。加えて、今まで、激励金制度を実施していた市町が大方、取りやめられた状況であり、現在も支給している自治体は、愛荘町、甲賀市、湖南市の3市町のみでございます。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 5,000円に戻すことを求めるということに関してのお答えを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、世界情勢の変化により物価が高騰し、人々の暮らしに大きな影響をもたらしている昨今において、生活に困窮されている方に向けて、国・県・町が連携した支援の実施は重要であると認識しており、また辰己議員からは、現下の社会状況を踏まえ、介護者激励金の増額をとの御意見を頂いているものであろうと受け止めております。

しかしながら、介護者激励金につきましては、その目的を介護者の労をねぎらい、在宅福祉の向上に資することとしております。よってこの事業をもって、暮らしの支援をするという趣旨とはいたしておりません。先ほど答弁させていただいた理由により、3,000円支給の継続とさせていただく考えであります。

暮らしでお困りの方につきましては、現在、国が実施しておりますコロナ対策の非課税世帯等臨時特別給付金や、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の確実な給付実施や、社会福祉協議会が実施しております生活福祉資金貸付相談や生活困窮者自立支援相談等、ケースに応じた相談・対応につなげ、サポートをしてまいります。



○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 答弁の中で、いろんな介護保険法によって、介護者がゆとりができてきたという答弁をされているわけです。そのゆとりとはどういう概念なのか聞きたいのと、そして、介護激励金の対象者の家族類型はどのような家族類型なのか。その類型をどのように捉えているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。今ほど答弁でお答え申し上げましたそのゆとりの概念ということで、答弁の中でゆとりの時間がより確保されるようにということで、お答えをさせていただいたものでございます。そういう点では、いろんな短期入所やデイサービス等々の公的な分の利用に対する公的なサポートができたということにおいて、その利用をよりしていただきやすい環境が整ったということをお伝え申し上げたところでございます。

また、家族の種類の部分に関しましては、担当課長より答弁をさせていただきたいと存じます。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。介護者激励金の対象家族等の類型ということになります。これにつきましては、この制度が、要綱にありますとおり在宅の40歳以上の要介護4・5の認定者及び認知症の方ということで、こちらにつきましては、介護保険の認定審査会の中で該当者がいれば、お声かけをさせていただくというような流れになっておりまして、恐らく老老介護とかダブルケア、いろんな御家族の方がおられるかとは思いますが、それがどういう類型であるかという取りまとめのほうはしておりませんので、ちょっと数値としては持っておりません。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） ゆとりの時間が取れるというのは、今言われたように老老介護なりしている世帯、家族では、本当にその介護に少し開放される時間、しかし、それはゆとりの時間じゃなくって、介護に費やす時間が軽減されるという意味であって、生活そのもののゆとりに対してじゃなくって、一気にいろんなことがしたい、したいことができないから、その時間を充てるという生活になっていることを改めて訴えておきたいと思っております。

それで、生活支援をするというわけではないと。介護保険制度の変化でと言うけど、昨年、要するに120万を限度にして、施設利用の給食費が650円から1,300円に倍に上がったという負担になったということは御存じですわね。だからそういうことから比べて、現実に愛荘町の人が120万のラインでちょっと上がっただけで、1,300円になったということで、本当に戻してほしいと。その激励金を5,000円にしてほしいという切な思いがあるわけです。それは暮らしを応援するのじゃなくて、暮らしもかねてそういう悲鳴が出るわけですよ。だから先ほど言いましたように82万ほど、プラスアルファしても100万ですよ。蛇足ですが、先ほどの業に対して300万も出せるんだったら、そのうち100万円がその該当者、激励金の対象者に2,000円が増やせるんですよ。どちらを選ぶかですよ。現実、暮らし問題と、暮らし暮らして言いますが、しかし、本当に介護をしている人が本当に精神的にも大変になっているということ。その中で、その激励金が3,000円から2,000円を上げてもらえるだけで、そこも、心の今度はゆとりを持てるということです。その心のゆとりに2,000円を出すことに、ここまで拒まれますか。町長、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 辰己議員がいろいろ御関係の方々との意見交換をしてくださっている中での、大事な御視点だというふう存じて拝聴をいたしております。それぞれの予算の充て方というところ、本当に難しい。私たち、各課も含めて本当に、日々、悩みながらしているものでございますけれども、今の辰己議員の御発信、御意見として賜わらせていただきたいと存じます。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 町長は、私が関わっているとかそういう声を寄せていただいていると。町長の関わっている人の周りにはそういう人がおられないということになるのかなとか、勝手に解釈をしています。本当に、いろんな悲鳴が上がっているということだけは知っていただきたいし、担当課も改めてそのことを、当然、所管のほうは日常的にそうした方と付き合っているわけですから、その悲鳴はじかに聞かれていると、私はそのように信じます。聞かれていること。そういうことを申し述べて、次に、質問に移りたいと思います。

3つ目の質問です。

次に、行政事務事業及びまちづくりを進めるに際しての懸念について質問を行います。

す。3点出しているわけですが、3点。全てについて先に行います。

1つ目は、税の差押え事務についてです。住民税等の滞納者に差押調書、謄本が郵送されて、私どものところに来られました。その書類を見せていただきました。その書類を見て不可解だったのは、差し押さえ履行期間が令和4年10月21日とされているのに、債権差押通知書には、A金融機関名で令和4年10月14日午前の時刻が記載されていました。履行期間内に口座差押えが行われることは、該当者の信用失墜につながり、人権侵害にならないかを問います。

2つ目は、公共施設の案内板についてです。町道307、国八線と県道甲西八日市彦根線の交差点から西側の道路上に、秦荘庁舎の案内看板がなく戸惑ったという方からのお声です。本町は観光者の誘客に力を入れています。これに応えるためにも、公共施設の案内看板の見直し・整備を行うことを求めます。

3つ目は、町体育協会や町観光協会、文化協会など、町政事業の補完及び情勢発展に寄与していただいている各種団体に対して、有村町長はどのような見識を持たれているのか、以下についてお尋ねします。

1つ目が愛荘町のまちづくりの進展と各種団体のお力添えについて。

まちづくりに寄与していただいている団体との指定管理制度の活用について。

3つ目はまちづくりの進めるにおけるの言論の府である町議会との政策論争について。

以上の件について見識をお尋ねいたします。

**○議長（村田 定君）** 総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** それでは、1つ目の税の差押えについてお答えをさせていただきます。

差押調書に記載されている履行期限とは、差押えした債権を取り立てる期日となります。預金口座の差押えでは、通常、差押え執行日に本人口座から差押え金額が引き落とされますけれども、金融機関から町役場への振り込みは、履行期限が到来した日以降に処理されることとなります。このことから、履行期限までに、差押えに関して完納や分納の誓約が交わされる等の差押えを解除すべき理由が発生した場合には、差押えの解除をすることがございます。

今回の差押えの場合ですと、10月14日が差押え日となり、履行期限が10月21日ですので、10月21日までが差押えを受けてから納税相談等を行うことが可能

な期間となります。履行期限を設けることは、差押えを受ける滞納者の生活状況等に配慮した手続であり、信用失墜や人権侵害には当たらないとの認識がございました。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 看板の見直し、整備につきましての答弁をさせていただきます。

各公共施設の案内看板については、合併し、愛荘町となった平成17年度に、既存看板の建て替えや表示盤の書換え等を実施して以降、今日に至っております。

その後、湖東三山スマートインターチェンジの開通により、国道8号線方面との交通状況が大きく変化する中で、国・県において、観光先進国や地方創生の実現に向け、観光地等への分かりやすい案内となるよう、交差点標識に観光地名称等を表示する取組が進められております。

今ほども、お答えをさせていただいたところにも関連はいたしますけれども、令和2年度から国及び県にて、観光先進国や地方創生の実現に向けての観光案内と、観光地等への分かり易い案内となるよう、交差点標識に観光地名称を表示する取組が進められておりますが、そこで、愛知川地先の中山道信号交差点の看板に、愛知川栗田線道路改良工事に合わせて愛知川宿看板を設置するものです。また、松尾寺地先の国道307号と県道松尾寺豊郷線信号交差点看板が、現在、松尾寺となっておりますが、今年度に、県が金剛輪寺に名称変更をされる予定でもございます。

議員から御指摘を頂きました町道名神国八線以外にも、周辺の道路状況等の変化に沿った案内看板の配置・整備を引き続き調整をしてみたいと存じます。

また、町内の各種団体等に対しての見識についてというところをお問いを頂きました。体育協会、観光協会、文化協会など各種団体の活動や日頃のお取組については、非常に感謝をしております。当該の分野に精通し、経験豊かで専門性を有していることによる情報発信や機動性を生かした対応など、各団体の特徴を十分生かした活動を行っていただいております。町の発展のため大切な御存在であると認識をしております。

公共施設の管理運営の委託におきましては、指定管理者制度による選定委員会での客観的な視点により、民間事業者の活力も取り入れることとしております。

まちづくりを進めるにおける町議会との政策的な議論につきましては、議会と行政が建設的に議論を交わすことで、よりよい政策をつくり上げていくことが大切であ

ると考えます。議会の多様な視点や角度からの御意見を町行政は尊重し、一方、議会は論を出し、そして案件として社会に成果を成就させ、届けていくという大切な役割を担っておられると考えております。住民の皆様の負託に応えるべく、行政と議会が車の両輪のように使命・役割を果たし、愛荘町の明るい未来を築いてまいりたいと存じます。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 3項目についてそれぞれ違った角度から質問を出させていただきました。

それで、税の差押えについては、確かに法律上そういう手続、そういう行為を行うということですが、当事者が本当にもう差押えをされたというふうに思ってしまう。ですから、担当課にも聞きましたが、もう少し、払いたくても払えない人もいろんな人がいるわけですから、その差押えを執行する前に、もう一度、やはり意向を聞くと。もしくは通知をしてあげるということで、銀行からその履行期間の間にはこういうふうに見えるんですとか言われても、町民さんはそこは知らないわけです。やはり銀行名で来れば、もう差し押さえられたというふうに思い込んでしまう。そうした不安を抱かせない、これも行政の仕事ですから、町民に寄り添った対応を求めています。

そして看板についても、ちょっと不適切なものについては、それに即今、看板そのものはなぶれなければ、その対象物を整理するとか、何かを手を加えて齟齬のないようにしていくということを求めています。

3つ目の、特に大事なのはここだと私は思っています。今、町の考え方がどうなのかということ。今言いました町の体育協会や観光協会、文化協会、これはどういう法人格なのか聞いておきます。

**○議長（村田 定君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（藤野知之君）** 私どもの所管しております観光協会につきましては、一般社団法人となっております。

---

**○議長（村田 定君）** 暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時07分

**○議長（村田 定君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村田 定君） 教育次長。

○教育次長（上林市治君） 文化協会是一般社団法人、それと体育協会は任意団体で  
ございます。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） シルバー人材センターにつきましては公益社団法人、社  
会福祉協議会につきましては社会福祉法人でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 特に任意団体という体育協会、ちょっと短い時間で説明し  
たいんですが、指定管理に関わってですが、体育施設で、いつか民間の指定管理を  
お願いしたことがあります。しかし、なかなかうまくいかなくて、体育協会にお願い  
をするという経緯があります。そして湖東三山については、皆さん御存じのとおり観  
光協会が社団法人として受けておる。

いずれにしても、任意団体であろうと社団であろうと、結局は非営利団体です。で  
すから、町として無理が頼めるのです。無理が頼める状況の中で、そうした経緯がし  
っかりと尊重されていないと。今、答弁でも、自分たちが言っているわけです。要す  
るに町の発展のために大切な存在であると認識しているということです。その存在が、  
要するに非営利団体です。

非営利団体と営利団体を競争させて、それが公正なのかどうか、改めてそうした視  
点も執行部のほうには、理事者のほうには必要なことだと思います。今日まで無理  
だけは頼んでおいて、ちょっと営利団体が参入できるという要素ができれば、営利団  
体が参入してくると。営利がこれは難しいと思ったら撤退する。そして体育協会にお  
願いする。こんなことで我が町が振り回されていいのかどうか。これは厳しく私は問  
いかけたい。都合のいいときには、そうした社団であつたり任意団体にお願いをする。  
文化協会もそうでしょう。皆さん、いろんな事業を頑張ってやっておられるんですよ。  
いろんな社会活動を支援するというので、社会教育活動を。そこが、もし公募して  
皆さんの思いとは違った方向に行ったらどうするのかということになります。その程  
度にしておきます。それは注意喚起です。

そして、議会との関係です。要するに、言葉は、真意はどうであろうと、要するに、  
議会に向かって論を交えたくないという言葉を使うこと自体が問題であるわけです。

私はそこを問うているんです。

今、要するに両輪のごとくと言われました。それぞれの立場、議員一人一人がそれぞれの立場で捉え方も変わります。それを当然、理論的に政策的に行政に迫る。これは、論を交えなかったら進まないことです。間違っただって論を交えたくないという言葉は出ないんです。その趣旨がもし、議論の趣旨が違って論点になれば、それは論点が違うという返し方で十分済むわけです。それをそうした言葉、先ほど私の質問でも、全然違った解釈の言葉を、あくまでも何か私自身がゆがんだ考えで質問をしているかのような答弁、言葉を使われる。これ自体が問題ですよ。

昨年の4月の臨時議会、その後、町長はメッセージか何かを出されました。その内容も、議会が悪いような感じで、文章が、あなたの言葉が出ています。じゃあ、あなた自身が、町長自身が本当に議会に対して真摯に向き合おうとするのかどうか。このことが大事です。

私は、この庁舎の在り方でも、別に批判をしているわけじゃなくて、積極的に提案をしました。それを受け入れていただきました。そうして、新たにまた条件が変わりました。条件が変わったことについても町長にしっかりと伝えさせていただきました。その上で議会と一緒に膝を突き合わせたほうが良いという提案もさせていただきました。私たちは、町長を批判的に捉えているわけじゃなくて、積極的な提案、是々非々をもってやっているわけです。これは政策論争ですし、これを論を交えないという言葉が使われた、その言葉を使われていること自体のその思い、考え方を私は問うて答弁を頂いて、今期の一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 大変大事なことを御質問を頂いております。昨日も答弁に立たせていただきましたものでございますけれども、議会との真摯な意見の交換ということは、私、当たり前、当然のことだというふうに思っております。そのことを全く私として、そんなことではないというような、生い立ちも含め、全くそういうようなことを思わないものでございますので、その部分は私の真意として、当然、議会との真摯な意見交換というのは当然のものであるというところを、改めてお伝えをさせていただきたいというふうに思います。

もちろん、それぞれ地域、また、それぞれのお触れいただく方々、字の方であったり、その政策の思いに御支援を下さる方であったり、多様な意見ということを頂いて

ということがこの議会だというふうにも思っております。そういう部分も含めて、先ほども介護のこの激励金の部分、辰己議員からおっしゃっていただいて、そのことはもちろん御意見として大変肝要な御意見であるというふうに私は捉えておりますので、いろんな視座を頂き、意見交換をすると。その中で判断をするという局面を迎えますけれども、そのことは大変肝要だということは常に置いているものでございます。答弁とさせていただきます。

**○議長（村田 定君）** 以上で13番、辰己 保君の一般質問を終わります。

---

**○議長（村田 定君）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

**○議長（村田 定君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 瀧 すみ江君

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江、一般質問を一問一答で行います。

まず初めに、新型コロナについて、4点質問します。

1点目に、町民の状況把握についてです。県が9月24日、政府の通知に基づいて、新型コロナ患者の全数把握を見直すことを決めました。26日以降、重症化リスクが高いとされる患者以外は、医師から保健所への届出（発生届）が不要になりました。重症化リスクが高いとされるのは、65歳以上、入院が必要・重症化リスクがあり、治療薬の投与等が必要、妊娠中のいずれかに該当する人です。いずれにも当たらない患者は、自己検査で陽性結果が出ても必ずしも医療機関を受診する必要はなく、県の陽性者登録センターに自主申告するだけです。また、医療機関で陽性と診断されても発生届は出されず、県が新たに設置した新型コロナ診断後申告窓口に自分で申告します。

発生届は、各保健所が新規感染者や自宅療養者を把握し、疫学調査や療養者支援の起点となっていましたが、重症化リスクが高い人に限定すると、累計の感染者数や市町別の新規感染者数・自宅療養者数は把握されず、詳細な感染動向を捉えられず自宅療養者の支援体制も弱まることが懸念されています。



現在、市町ごとの感染者数も把握されず行動制限もない中ですが、町民の状況を把握されているのか。また、学校・幼稚園・保育園の状況はどうかについて答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）**　　くらし安全環境課長。

**○くらし安全環境課長（水谷徹也君）**　　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正により、令和4年9月26日より全国一律で発生届の対象を限定する取扱いが適用され、滋賀県においても同日から運用を開始したところでございます。

議員御指摘のとおり、重症化リスクが高いとされる65歳以上の方、入院を要する方、治療薬の投与等が必要な方、妊婦等以外の方が検査実施後において陽性となった場合、御自身で情報の登録及び申告する必要がある場合がございます。

現在、滋賀県では発生届の見直し後、自己申告により患者情報を把握し、速やかに必要な療養と支援につなげることを目的に、滋賀県新型コロナ診断後申告窓口を設置し、登録された患者情報を関係機関と共有し、状態悪化時の入院・宿泊療養等の調整や、各種相談等の受付にも円滑・迅速に対応をしております。

加えて、医療機関の逼迫を緩和するための新たな検査・陽性者登録の仕組みとして、検査キット配布・陽性者登録センターが9月1日より開設されており、自己検査により結果が陽性の場合、登録いただくことで罹患者の情報が自宅療養者支援センターと共有され、適宜、相談・支援が受けられる体制が整っております。

また、全数把握の見直しにより、当町における未登録者の情報は把握できませんが、滋賀県で集計されている自宅療養者について、日々情報を共有することで、当町の状況は把握しているところでございます。

今後も引き続き、申告窓口やセンター登録されていない罹患者について、速やかに必要な情報を登録いただくよう、町ホームページや広報等で周知してまいります。

**○議長（村田 定君）**　　教育次長。

**○教育次長（上林市治君）**　　各学校・園では、従来どおり健康観察アプリ等を活用し、子供の感染状況を把握しております。また、学級閉鎖等となった場合も、町内医療機関をはじめ関係各課で情報共有しております。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）**　　子ども支援課長。

**○子ども支援課長（重田祐史君）** 保育園における状況把握につきましては、各保育園で園児に発熱が見られ欠席・早退となった場合は、保護者に新型コロナウイルス感染症の検査をお願いし、陽性である場合は保護者から保育園を通して子ども支援課に連絡を入れていただいております。

また、同じクラスに2人以上の陽性者が確認された場合は、担任を含むクラス全員のEBS検査を行い、陰性の児童の保育受入れを継続できるように努めております。EBS検査の結果については保育園から子ども支援課に報告いただき、新型コロナウイルス感染者の状況を把握しています。

報告いただいた状況については、当日中に取りまとめた上で関係課と情報共有を行っております。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 再質問をさせていただきます。

滋賀県内の新規感染者数は、11月22日から昨日までですと、ほとんどの日が1,000人を超えています。昨日は、この期間で最も多い1,845人です。

県は、第12回新型コロナウイルス感染症対策協議会を開き、コロナ感染第8波の対応を話し合いました。県は、第8波の1日の最大感染者数を第7波のピークの約1.5倍に当たる4,977人と想定しました。季節性のインフルエンザの同時流行が起きた場合、一日で合わせて9,105人の患者が発生するなど、これまでにない大規模な感染拡大を見込んでいます。今なお深刻な事態が続いていますが、情報が不足しています。町民の不安は増大しているものと考えます。

そこで、町として公開可能な情報について、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 暮らし安全環境課長。

**○暮らし安全環境課長（水谷徹也君）** 御答弁申し上げます。

現在、毎日更新されます滋賀県の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況や、発熱等の症状がある方の相談、受診・自己検査等の御案内、登録センターや申告窓口の御案内等の情報を県と共有しながら、町のホームページで掲載をしているところでございます。

また、町の防災無線におきましても、定期的に同時流行に備えた注意喚起について、住民周知をしているところでございます。加えて12月20日発行の町の広報1月号におきまして、新型コロナとインフルエンザの同時流行に備えてといった御協力依頼

と、休日急病診療所に関する御案内記事を掲載予定でございます。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 県のホームページで新型コロナウイルス感染症患者の発生についてを見ますと、①医療機関で診断した新型コロナウイルス感染症患者、②検査キット配布・陽性者登録センターで登録した新型コロナウイルス感染症患者数となっていますが、①では、医療機関から届出があった患者数と、医療機関を受診しても発生届の届出対象外の患者が、自分でオンライン等による申告をした数も含まれているという理解でよいのかについて答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 暮らし安全環境課長。

**○暮らし安全環境課長（水谷徹也君）** 滋賀県で公表されております医療機関で診断した新型コロナウイルス感染症患者数に関しましては、議員御指摘のとおりでございます。対象外の方で、診断後、申告窓口登録された方も含まれておるといったことでございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 先ほどの答弁では、最初の答弁ですけれども、未登録者が把握できないということを言われていました。そのような方に対して登録してもらうための対策について、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 暮らし安全環境課長。

**○暮らし安全環境課長（水谷徹也君）** 先ほども御答弁申し上げましたけれども、登録の必要性については、町のホームページや広報等における周知をより強化してまいりたいと考えております。やはり、自宅療養期間につきましては、誰もが御不安になるというふうに思います。速やかに登録していただくことで、自宅療養者等支援センターに対して、病状の相談や様々な支援体制が整っていることから、少しでも不安を解消するためにもこの登録は大変重要であり、迅速に対応いただくために、町といたしましても、今後、引き続き情報提供に努めてまいりたいと考えております。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 先ほどからの続きですが、未登録者もいらっしゃるということは、報告されている新規感染者の数よりも実際の数をはるかに多いということです。そのような状況ですが、第8波の傾向と年末年始の感染予防対策について、答

弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 暮らし安全環境課長。

**○暮らし安全環境課長（水谷徹也君）** 第8波の傾向といったところでございます。

11月の中旬から下旬にかけて急激な増加が見られまして、11月25日より滋賀県のステージが、感染拡大初期となりますレベル2に引き上げられたところでございます。

また、最大確保病床の占有率につきましても、12月7日、昨日現在で67.1%と非常に高い水準でございまして、外来医療も含め、医療提供体制への負荷が高まり始めているといった状況であるというふうに判断をしております。

滋賀県で公表されております範囲内における傾向につきましては、10代以下が約30%、40代以下を含めると約71%と、比較的若い世代に多いことが見受けられるところでございます。

第7波では、10代以下の急速な増加後に各年代に増加が見られたことから、その感染動向に注視が必要であるというふうに考えております。

年末年始の感染対策でございますけれども、こちらは既に町のホームページでも周知はさせていただいているところではございますけれども、人の移動も多くなる時期でございまして、また、引き続き基本的な感染症対策も含め、発熱等に備えた検査キットや解熱鎮痛剤の確保、また認証店舗での会食、感染に不安を感じられた場合の事前無料検査の受診体制等について、さらなる呼びかけを強化してまいりたいというふうに考えております。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 続けますが、今度は学校・幼稚園・保育園の状況について再質問させていただきます。

学級閉鎖の状況について、また学級閉鎖をされた場合、学校閉鎖というものもありますと思いますけれども、町民への情報提供はどうされているのかということについて答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 教育次長。

**○教育次長（上林市治君）** まず、学校との学級閉鎖等の状況でございますけれども、今年度につきましては、現在まで学級閉鎖は8クラス、学年閉鎖は4学年となっております。今日現在で1クラスが学級閉鎖となっております。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学級閉鎖について、1つには同一の学級において、複数の児童・生徒の感染が判明した場合、2つには感染が確認された者が1名であっても、周囲に風邪等の症状がある者が複数いる場合においては、学級内で感染が広がっている可能性が高い時、学校医に状況を伝え相談した上で、校長が判断をして教育委員会が報告を受け、決定をしているところでございます。複数として人数を明確していないのは、人数に着目するのではなくて学級内における感染拡大を防止する観点で学級閉鎖をすることから、同じクラスの複数の感染が確認された場合でも、感染経路に関係がない場合や、その他の児童・生徒等に広がっているおそれがない場合は、状況により学級閉鎖をしない場合もあり、その都度判断して決定をしているところでございます。

それと、学級閉鎖の際のEBS検査でございますけれども、関係している児童・生徒が既に発症している可能性が高い場合など、必ずしも学級閉鎖をするたびに検査するものではなくて、必ず学校医と相談をして校長が実施するかを判断し、教育委員会が決定をしております。

それと、情報の町民への発信ですけれども、学級閉鎖をした場合は、学校からは当該クラスの保護者には必ずメール等でお伝えをしておりますし、場合によっては感染拡大防止の観点から全ての保護者のほうに状況をお伝えしているというような状況でございます。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 今、お聞きした以上に詳しく答弁いただいたんですけども、この冬、コロナとインフルエンザの同時流行が、先ほども申し上げましたが、県でもそういう懸念もされていますし、テレビなどでもそういうふうな報道もよくあります。そういうことで学校や保育園において、コロナとインフルエンザの場合、学級閉鎖の場合、両方ですが、基準等、コロナの場合先ほど答えていただいたのではないかと思いますけれども、インフルエンザの場合はコロナの場合の学級閉鎖と基準が同じなのか、違うのかということについて答弁をお願いしたいと思います。

そして、それが今後、同時流行した場合、学校・幼稚園・保育園はそれぞれどのように対応されるのかについても、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 教育次長。

**○教育次長（上林市治君）** コロナ感染症とインフルエンザの同時流行ということでございますけれども、これまでも講じてきました新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐための身体的距離の確保、手洗いの徹底、十分な換気等の感染対策は、同時に季節性のインフルエンザの感染対策も念頭に置いた取組として、さらに推進をしております。

季節性のインフルエンザの感染拡大に伴う学級閉鎖は明確な基準はございませんけれども、学級の児童の生徒数によっても違いますけれども、感染した欠席者が学級の児童・生徒のおおむね20%から3分の1以上になった場合に、校医と相談をして校長が判断をして、教育委員会が決定をしているという状況でございます。

この冬は新型コロナウイルスの感染症、季節性のインフルエンザの同時流行が懸念をされておりますけれども、どちらの感染症においても健康観察アプリ等を活用して感染状況の把握に努めて、各校医と連携を密にして状況に応じた対応を取ってまいりたいと思います。

いずれにしましても、感染の防止とそれから学びの継続の両立ということで努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** ただいまの答弁そしてその前の答弁は、保育園など、同じという理解でよろしいのでしょうか。

**○議長（村田 定君）** 教育次長。

**○教育次長（上林市治君）** 幼稚園でございますけれども、今の学校等に準じているというところでございます。

**○議長（村田 定君）** 福祉政策監。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** 保育所について、御答弁申し上げます。

保育所につきましては、幼稚園・小学校・中学校と施設の持っております役割が若干違ってまいりますので、保育所につきましては、新型コロナウイルスの感染症に関しましては、発熱者また発熱等による欠席者が出た場合は、EBS検査を必ず実施させていただいております、その結果で陽性者のお子さんあるいは保育士のほうをまず特定させていただきます。それ以外の陰性の子供については、早期に保育のほうを開始させていただくというような取組をしておりますので、特定がされた時点で該当に

ならないお子さんについては、保育所のほうで保育を再開しているというようなところでございます。でございますので、学級閉鎖あるいは学年閉鎖、それとか全園の閉園というようなところは、極力、日数を少なく、検査を実施している間だけというような取扱いで運営のほうをしているところでございます。

また、先ほど御質問いただきましたインフルエンザと、それとコロナの関係、同時流行についての備えでございますけれども、今のところ検査をできますのはオミクロン株、コロナウイルスの関連だけでございますが、インフルエンザにつきましても考え方としましては同じでございますして、学級閉鎖・学年閉鎖それから閉園というようなことが起きないように、そういったことを極力少なくするような取組としまして、熱の出た場合にはその方にはお休みを頂くというような、そういった対応のほうが中心になってまいりますけれども、しているところでございます。

感染対策については、先ほど、学校のほうで次長が述べましたとおりの感染対策というものを保育園におきましても、民間園も含めてでございますけれども、取っているという状況でございます。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 詳しく御説明いただきまして、ありがとうございます。

本当に町民の感染大爆発を防ぐために、今後ともよろしく願いいたします。

では、次の質問に参ります。

2点目に、相談事業についてです。令和3年度決算の主要施策の成果の中で、健康相談が延べ1,294人あったことが報告されており、その中で感染症に関する電話相談や問合せへの対応が半数以上を占めたとのことでした。町民の不安に寄り添う事業として評価いたします。

新型コロナの対応は県の事業であっても、町民にとって一番身近な存在である町役場が親身に対応することで、不安が和らげられると考えます。現在のように、町内の情報が得られない状況の中ではなおさらです。今年度の第3四半期も終わりに近づいていますが、今年度の新型コロナについての相談状況について、また町民が身近に相談できる窓口として今後も継続することを求めますので、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（木村美紀君）** 御答弁させていただきます。

今年度4月から10月末日までの、健康推進課での電話相談件数は502件です。そのうち、新型コロナウイルス感染症を含む感染症についての相談件数は207件で、全体の41.2%を占めております。

主な相談内容は、新型コロナウイルス感染症に罹患したかどうか不安でどうしたらよいか。のどの痛みや発熱などがあるけれども、どこの病院を受診したらいいのか。自宅療養中で、不安なので電話をしましたなどといったものが多くなっております。

こうした御相談には、滋賀県の受診相談センターや自宅療養者支援センター等の相談窓口なども御紹介しておりますけれども、不安やしんどい中で連絡してきてくださいました住民の皆様のお気持ちに寄り添う身近な相談窓口として、現在も健康推進課やワクチン接種推進室で相談対応をさせていただいているところでございます。

第8波の到来とともに、先ほどから御審議いただいておりますけれどもインフルエンザとの同時感染も心配されておりますので、住民の皆様の不安を少しでも取り除けるよう、今後も丁寧な対応に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 本当にいつも、町民に寄り添った親身な対応をしていただけることで、町民の方も不安を和らげていただいていると思います。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。

3点目に、ワクチン接種についてです。10月22日からオミクロン株対応2価ワクチン接種が実施されています。接種券の発送に加えて、経過期間が3か月に変更になったことを知らせるはがきの発送や接種会場での仕事もあり、関係機関の方は御苦労されていると思います。2価ワクチンは現在BA.1対応型であると把握していますが、今後、BA.4-5型を取り扱う予定についてと、2価ワクチンの現在の接種率について答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** ワクチン接種推進室長。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** 御答弁申し上げます。

現在、愛知川公民館で集団接種をしておりますオミクロン株対応ワクチンは、2価ワクチンのBA.4-5を使用しております。当初、国からオミクロン株対応ワクチンの配分はBA.1ワクチンでございましたが、愛荘町では流行の主流となっております



オミクロン株に対応したワクチン接種を行うために、その後に配分を受けましたB A. 4-5 ワクチンを先に使用し、接種をスタートしております。

ワクチンでございますけれども、現時点では来年1月分までのワクチン接種において、予約を頂いている方全員分のB A. 4-5 ワクチンを確保しているところでございます。

また、接種率でございますけれども、2価ワクチンの接種をされた方は、最新の12月6日現在5,844人で、接種率は35.9%となっております。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** ただいま御答弁で、2価ワクチンを接種された方は、現在で4,844人で接種率は35.9%ということでお聞きしました。この接種率、愛荘町の接種率なんですけれども、滋賀県の中ではどのぐらいの位置にいるのかについて答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** ワクチン接種推進室長。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** 御答弁申し上げます。

先ほど、12月6日現在で接種者数でございますけれども、5,844人となっております。県内での接種の、どの程度の接種の順位ぐらいであるかということでございますけれども、ちょっと前の状況になりますので、若干、現在と変わっているかもしれないんですが、12月の初めぐらいでは19市町中8番目ぐらい、10番、中ほどよりはちょっと上位のほうの接種率となっております。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 人数を間違えまして、申し訳ありません。

次に、続きですけれども、私も愛荘町のホームページのほうでオミクロン株対応の2価ワクチンの接種状況を見ましたけれども、これを見ると、若者の接種率が低い傾向があると思います。全体的、滋賀県で言ってもそうだというふうに報道などでもあったと思いますけれども、そういうことで、愛荘町で若者の接種率を上げるために、どのようなことを考えているのかについて答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** ワクチン接種推進室長。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** 御答弁申し上げます。

先ほど来出ておりますとおり、今年の年末年始、これまでの2年間よりも人と出会う機会が増える方というのは、多くなられると存じております。そのことから、国におきましても、この年末までに重症化リスクの高い高齢者の方であるとか、また行動範囲の広い、若い方にワクチン接種を積極的にしていただくようにというようなことで、啓発等もしているところでございます。

町におきましては、そういったことも踏まえまして、今まで平日を中心に行っておりました接種の機会でございますけれども、それを土曜日・日曜日を中心にするとともに、また接種の枠を土曜日・日曜日終日行うというような、そういうことを実施しておりますので、そのことから若い方の接種しやすい体制というのは取らせていただいているところでございます。

年末年始に向け、接種を土日、行っておりますので、住民の皆様も希望される方、早めに接種のほうをしていただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** ありがとうございます。今後とも接種率向上のため、そして感染拡大予防のために、よろしくをお願いします。

そして次に、4点目に行きます。

4点目に、子育てエール米配布事業について質問します。新型コロナウイルス感染症対策等に係る愛荘町経済対策として、子育てエール米配布事業が実施されています。コロナ禍における物価高騰の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するとともに、コロナ禍で外出需要が激減している米の消費拡大につなげるために米の配布を行うことを目的とし、令和4年9月30日現在で住民登録のある中学生以下の子供1人につき、町内産の米10キログラム1袋を支給するという内容です。10月28日の臨時議会で可決した一般会計補正予算（第6号）にその費用が計上されました。

対象者への具体的な配布方法について、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 子ども支援課長。

**○子ども支援課長（重田祐史君）** エール米の配布についてお答えさせていただきます。

町では、コロナ禍や物価高騰の影響を受け、厳しい生活状況にある子育て世帯への生活支援を目的とし、町内に住所を置く中学生以下の児童を対象に子育てエール米配

布事業を行いました。

11月18日に、案内と引換券を3,461人の児童の保護者宛てに送付しました。配布は、年末年始も控えていることから12月3日から12月27日までとさせていただき、スタートの12月3日土曜日、4日日曜日の2日間は愛知川庁舎と秦荘庁舎で休日配布をさせていただいたところです。両日合わせて1,837人に配布させていただきました。

現在は、愛知川庁舎の子ども支援課と、秦荘庁舎の農林振興課を窓口として行っております。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 今の答弁について、再質問をさせていただきます。

今、答弁にありましたように、12月3日と4日は愛知川・秦荘両庁舎で、駐車場というふうに思うんですけども、ホームページにもそうになってましたのでされたというふうに思いますけども、これはホームページのほうを今、見させてもらおうと、ドライブスルー方式で引渡しが行われたというふうになっていたと思いますけれども、これについて答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 子ども支援課長。

**○子ども支援課長（重田祐史君）** 議員言われましたとおり、12月3日土曜日、4日日曜日の2日間につきましては、ドライブスルー方式で駐車場を利用してさせていただきました。これにつきましては大変混雑することも予想され、また子供お1人につき10キロということもありまして、大変重たいものですので、お持ち帰る保護者さんの負担にならないようにドライブスルー方式ということで、農遊倶楽部の皆さんの協力も得ながら町職員とともに保護者様に配布させていただく、車のほうに積みさせていただくという方式を取らせていただきました。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 私が得ている情報では、その次の日、引渡しが3日・4日土日と行われた次の日、5日には用意されたお米がなくなり、12月20日から再度引渡しが予定されているということを情報で得ております。

こういうことを役場のほうで毎日行われるような通知が、対象者にはされていると思うので、こういうことをお米がなくなったので12月20日に引渡しが予定されているということを、対象者にどのように周知しているのかについて答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（重田祐史君） エール米の配布在庫につきましては、配布の期間を12月27日まで1か月ほどとし、対象者の数から3,500人分という大量の米を搬入することとなりました。天候などにより、引換え量も見当がつかないことから、当初、役場で保管できる量や農協で保管できる量を考慮しまして、初回、2,000人分ということで一旦搬入いただいたところです。

エール米につきまして、この2日間大変好評で、農遊倶楽部の皆様にも御協力いただき、2日間で1,837人分、2日間で53%ほどの引換えということになり、手持ち在庫がなくなった状況となりました。

在庫がなくなりまして、12月20日から再開させていただくことを町ホームページとLINEのお知らせ、また防災無線でお知らせをしております。来庁された方にはおわび申し上げ、状況を説明し、12月20日以降に納品され必ず全員に引渡しさせていただくことをお伝えし、御理解いただき、トラブルなく現在に至っている状況でございます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 既に、先ほど答弁にもありましたように、1,837人で53%の方の分のお米を取りに来られたということです。残りが1,624人分と、単純に計算するとそうなると思うんですけども、その方の分のお米はまだ引き渡されていません。

12月20日から27日ということで当初の予定を考えると、平日というふうに、3・4日は土日だけでも渡しますというふうに最初からなっていましたので、平日だけでは6日間ということですので、なかなか仕事に行っておられる方とか、そういう方もおられると思うので難しいかどうかと思います。

それに、平日で仕事に行っても子供さんを連れてこなければならぬとかいろいろあると思いますので、やはりそういう方のことを考えて先ほどのことで、保護者の負担にならないようにということで、休日の日、そしてドライブスルー方式でやられたわけですけども、当初、予定ではなかったんですけども、この休みの日でドライブスルー方式の引渡しが好評だったのではないかと考えますので、実際、今もそういう答弁されていましたし、できたら24日土曜日・25日日曜日にもドライブスルー方式の引渡しということはできないのかどうか、検討できないのかどうかとい

うことを求めます。本当に農遊倶楽部の方にも御協力いただいたということで、いろいろな方の御協力を頂かなければならないわけですが、スムーズに負担にならないように引渡しができるかと思っておりますので、それについて答弁をお願いします。

**○議長（村田 定君）** 子ども支援課長。

**○子ども支援課長（重田祐史君）** ちょっと休日配布のほうについてですが、休日配布を伴いますと、職員が当然出ることになります。今回につきましても、みらい創生課、農林振興課、子ども支援課が全職員、休日に出て対応している状況でして、それが今後、業務のほうに影響は及ぼしかねないと考えられます。ただし、休日配布にするとそのようなこととなりますが、配布期間につきましても、27日とさせていただいておりますが、1月に入っても継続し、対応させていただこうかと思っておりますので、御理解を頂きたいと思っております。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** それでは、漏れなく、対象者の方にお米が、来ていただける方に限られるかも分かりませんが、希望する方には行き渡るように、よろしく願いいたします。

それでは、次に参ります。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について質問します。対象は住民税非課税世帯と収入家計急変世帯・DV避難者・住所不定の方で、1世帯に5万円が給付されます。住民税非課税世帯はプッシュ型なので対象者全員に給付ができるのですが、収入家計急変世帯・DV避難者・住所不定の方については申請書提出型になりますので、対象者であっても申請しなければ、5万円の現金給付がされません。

全ての対象者の方が5万円の現金給付を受けられるように、適切な対策を行うことを求めますので、これについての答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として支給する1世帯当たり5万円につきましても、支給対象が2種類あります。世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯と、令和4年1月から12月の収入が減少し、住民税非課税世帯相当の収入となった世帯で、この世帯を家計急変世帯として対象としています。

議員御指摘のとおり、住民税非課税世帯については、確認書または申請書を送付さ

せていただきプッシュ型で給付いたしますが、家計急変世帯や支給対象に該当するDV避難者、住所不定の方についてはその状況を町で知り得ることができないため、自ら申請いただくことが必要となります。

愛荘町といたしましては、制度の周知方法としてチラシの全戸配布、ホームページ掲載、防災行政無線の放送を行っています。

また、テレビ等でこの制度が取り上げられて以降、電話やメールでの問合せが多く寄せられています。そのような問合せにも丁寧に御説明をさせていただき、スムーズで確実な給付につながるよう努めてまいります。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 今、御答弁いただきましたが、住民税非課税世帯の方全員には通知は行くんですけども、確認書や申請書が送付され、中身を確認して返信用封筒に入れて返信をするようになっていると思うんですけども、それについて、困難な方、そういうことをするのが困難な方や、手助け必要な方に対してはどのように対処されているのか答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** ありがとうございます。

11月18日の町広報へのチラシの差し込み以降、問合せが殺到している状況でございます。また、28日に非課税世帯対象者への確認書を送付、これが約1,400件ほどになります。送付してから、主に申請書の書き方と、いつ給付できるかについて電話及び窓口にて問合せが多く寄せられております。

このような場合もスムーズに申請いただけるよう丁寧に対応しているところでございますが、申請が難しい方につきましては、例えばケアマネジャーや入所施設のスタッフの方に御協力を頂くなどして、対応していく方向で考えております。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** こちらも漏れなくできる、5万円の給付が受けられるようにお願いします。

そして、家計急変世帯のほうですけれども、5万円給付を受けた方は現在何人いるのか、また申請状況についても答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** ありがとうございます。

家計急変の方につきましては、昨日の12月7日現在で3件の申請のほうを頂いております。この3件の内容につきまして内容を確認させていただきました結果、3件とも不備なく受付のほうを完了し、該当世帯として確認のほうをしております。

支払いにつきましては、明日の12月9日を支払い予定日ということで準備のほうをさせていただいております。その中に家計急変の方も含まれているというふうに担当のほうから聞いておりますので、支払いについてもスムーズにいくように調整のほうをしております。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 家計急変世帯とは、予期せぬ家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯、また住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額が令和4年1月から12月までの任意の1か月収入掛ける1.2倍が、市町村民税均等割非課税水準以下であることを指しますと配付チラシに書いてありました。このようなことを読んでも、読んだ人が自分がそれに当たるかどうかというのが分かりにくいと思います。対象者に分かりやすい内容のチラシの配布を求めるところですが、愛荘町のホームページの中で、開くと、よくある質問、というところがありまして、収入額も具体的に書いてあり、分かりやすいと思いました。よくある質問ところを開いて、家計急変世帯という項目のところを見ると、どのぐらいの所得とかそういうことも表も載ってまして、分かりやすいかと思いました。

そういうことで、家計急変世帯の説明というのが、そういうふうなところに、このような内容を載せた配布チラシをつくっていただいて、掲載していただけたらと思いますので、答弁をお願いします。

**○議長（村田 定君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** ありがとうございます。

国の制度ということで、できるだけ町民の皆さんにも町のフィルターを通して分かりやすく周知したいところではございますが、何分複雑な対象者の条件等もございまして、チラシに書き切れる部分と書き切れない部分というのがございます。

また、現在のところ周知内容等につきましてトラブルもなく、問合せ対応の中で解

決できている状況でございます。よって、より詳細なチラシの作成等につきましては、現在のところ考えてはおりません。不明な点がございましたら福祉課まで御連絡いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** いずれにしても、本当に対象の方全てに5万円給付ができる、受けられるように努力をして、今後ともしていただきたいと思っておりますので、お願いします。

では次に、思いやり駐車区画について質問します。思いやり駐車区画とは、高齢者や様々な障害・疾病のある方、妊娠されている方、乳幼児を連れていらっしゃる方など、歩行困難または安全性確保に配慮すべき方に利用していただくための駐車区画です。シンボルマークを駐車区画の看板や路面にプリントします。庁舎はじめ町有施設に思いやり駐車区画を設置することを求めますが、答弁をお願いします。

**○議長（村田 定君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（田中孝幸君）** お答え申し上げます。

滋賀県では、車椅子の使用者等用駐車場利用所制度を導入しており、市町においても県と連携し推進しております。この制度につきましては、駐車場での優先区画として車椅子優先区画と思いやり区画があり、対象となる方に利用者証を交付することにより優先的に利用していただけるものでございます。

議員の御指摘の思いやり区画では、障害者や要介護者、妊産婦など歩行が困難で移動に配慮が必要な方を利用対象としているところでございます。こうした方々への配慮は大変大事な視点であり、今後は公共施設等をはじめとする様々な施設の駐車区画においても、思いやり駐車区画が浸透していくものと考えております。

当町におきましても、今後、庁舎等公共施設の最適配置を含む施設の整備や改修に当たっては、思いやり駐車区画の配置についても考えてまいります。よろしくお願いいたします。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** このことは障害のある子供さんの保護者から御意見を頂きました。思いやり区画の設置は、町の人権尊重についての姿勢が表れる行為だと思います。ぜひ取り組んでいただきたいと考えます。

それでは、次に、参ります。



次に、学校給食の無償化について質問します。コロナ禍や物価高騰の状況の中で、学校給食を無償にする自治体が滋賀県でも増えています。11月13日の滋賀民報によると、長浜市が小学校無償、高島市・豊郷町が小中学校無償です。湖南市が来年度から中学校無償の意向を発表し、草津市は12月から3月、野洲市は10月から3月、甲良町は9月から3月の小中学校の学校給食を無償にしました。そのほかに、近江八幡市・日野町が減免を行っています。学校給食の無償化減免が県内9市町に広がっています。また、彦根市・竜王町・多賀町も検討中とされています。

物価高騰に拍車がかかる中で、給食は子供たちの命綱であること、また義務教育は無償ということから、学校給食の無償化を求めますが、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 教育長。

**○教育長（徳田 寿君）** お答えをいたします。

御質問の給食費の無償化につきましては、考えておりません。県内の一部の市町が、学校給食の無償化を実施していることは承知しております。当町におきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰により学校給食で使用する材料の一部が高騰しておりますが、質や栄養価を確保するとともに、高騰する食材分が保護者負担とならないよう、地方創生臨時交付金を活用し給食費を維持するよう、さきの議会におきまして、補正予算の承認を頂いたところでございます。

また、義務教育は無償とのことから給食費の無償化を求められておりますが、学校給食における給食費におきましては、学校給食法や学校給食法施行令で学校給食の運営に要する経費として、施設及び設備に要する経費、並びに従事する職員の人件費を設置者の負担、また、それ以外の経費である食材費は保護者負担と定められていることから、保護者の方に御負担を頂いております。

今後も引き続き、安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** さきの議会で、そのような材料の一部、高騰する食材分が保護者負担とならないように地方創生臨時交付金を活用して、給食費を維持するようにはしていただいたことに対しては評価をいたします。

今後、国からの交付金がまたありましたら、そのような交付金の活用を含めて、前向きに学校給食の無償化のほうも取り組んでいただきますことをお願い申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

最後に、庁舎等公共施設の最適配置に関する行政の計画について2点質問します。これについては7月に説明会が行われましたが、行政は質問と答弁だけを議会に情報提供しましたが、その後の検証は何も行っていない。町民の疑問に答え、意見を尊重する姿勢が感じられません。

1点目に、説明会のまとめと検証を行い町民にも公表し、今後に活かしていくことを求めますが、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 本年7月に住民説明会を開催するに至るまでには、庁舎等公共施設等あり方検討委員会での御議論や、住民の意見募集、議会との協議など、順を追って進めてきたと考えており、瀧議員におかれてもそのことは御理解を頂いているものと存じます。

これまでの経緯を踏まえて、町としての計画・構想を住民説明会で説明させていたもので、当日の質疑応答は議会にもお渡しをいたしております。

説明会のまとめと検証との御質問ですが、住民の皆様から頂いた御意見を全て計画に盛り込めればいいのかもかもしれませんが、これまで時間をかけて積み上げてきた内容は最良であると考えており、御理解を頂きたいと存じます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 説明会では町民の方の疑問や意見が多く出されています。納得されない旨の意見も多くありました。今、頂いた答弁ですが、答弁の中では、意見を盛り込んだらいいんですけども、これまで時間をかけてきた内容は最良であると考えていますというような答弁でした。

この答弁は、町民の疑問・意見、納得いかない旨の声、そのようなことを聞いて検証をする、検討することはなく、町の考えだけで進めるということを表している、言っているということだと思いますけれども、それについての答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 様々に御意見を御発言を頂くこともできました。今、分庁方式でございませけれども、それが本庁舎にしようというものになったときに、どのような住民利用になっていくのかというような御質問も頂いたりもいたしました。そういう部分に関しても、丁寧に御報告をすることができたというふうには思っております。

また、御意見を頂く中においても、例えばこの秦荘庁舎において、本当に災害等々があったときには、災害対策本部の設置基準としての耐震性を持ったのがこの愛知川庁舎であるということにおいて、愛知川庁舎がその本部になるということをお伝えもしておりますけれども、その観点は理解をしたけれども、やはりいざというときには、この秦荘庁舎においても様々な災害対応ということの指令ができるようにというような御意見も頂きまして、それはもちろん様々な状況に応じながら、その辺りのフレキシブルな臨機応変な対応ということも必要かと思えますということも、私のほうからも御報告をさせていただいたりということもございました。

そういう点におきましては、頂きました御意見、いろんな異同の部分もおっしゃっていただいておりますけれども、それは今回の議会の中でも御報告を申し上げておるものでございますが、頂いた視点ということは本当に大事な御意見を賜っているものと存じます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 議会にもその後何の説明もないということは、説明会は義務的に行っただけでそれで終わりということでしょうか。先ほどの申し上げました全協で出された説明会の記録を、何のために全協に出されたのかについて答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 何のために出したのかというところのお問いでございますけれども、このように4会場、それぞれの議員の皆様、お出いただいた議員の方もおられますし、全部がスケジュールが合わなくてそうでなかった方もおられました。そういう点において議会の皆様に、この4会場での御質問・御意見、それに対して行政側からこのようにお答えをしておりますということの情報を共有をさせていただいているものでございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 今の答弁ですと、もうそれ以上に議会に意見を聞く、また検討を求める、そういうようなことは考えてないということと解釈させていただきまして、答弁は結構ですけれども、そのように感じました。

では、行政が予定している今後のスケジュール、チラシなどでも書いてありますけれども、このスケジュールを見ますと、来年度予算で庁舎を一本化するための工事費

の予算を計上される予定をされていると思いますが、その確認をさせていただきますので答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今ほどおっしゃっていただいたものでございますけれども、来年度の新年度予算ということで、3月議会に上程をしまいたいというふうに考えております。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 今そのようにおっしゃいましたが、その前にもっとやることがあるのではないのでしょうか。

秦荘庁舎が支所になることを行政が想定するのであれば、説明会で出ていたように取扱い業務を具体的に決定し、それには何人の職員が必要なのかについて示す必要があります。取扱い業務が不十分ならば交通機関の検討が必要になり、十分なサービスというのなら人件費の増加が見込まれることとなります。そのような具体的なことを示さずに建設費用だけが予算化されるのは本末転倒であり、後悔を生むことになると思います。このようなことにどのように考えているのかについて、その見解を求めますが、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 大事な御視座でいらっしゃるというようにも思います。支所における業務ということは議会にもお示しをさせていただいて、また、様々な機会を捉えながら今までの行政事務よりもより拡充をしまいたいということで御報告を申し上げております。

また、私はもちろんでございますけれども、関係各課においてもやはり、住民の皆さんに御安心を頂くということがやはり肝であるということをみんな、そのことを重々に捉えておりますので、そういう点では、この支所の業務ということにおいても、やはりいろんな事務に通じたメンバーをしっかりとそろえながら、その体制を構築していこうということでございます。

この人事配置に関しましては、まだこの時期でございますので、何名というところを御報告するというところではございませんけれども、しっかりとした御安心を頂ける体制を構築していくものでございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）**　　そういうことは口では幾らでも言えるわけで、そういう抽象的なことは前から何回でも言われているわけですが、やはり予算を出さないのであれば、数字的なこと、町民の不安に応じて、この間の説明会でもそういうようなことが出ていましたから、早くにそういう情報を提供しないと、それを提供しないで予算に計上するというのは本当に道理がないということを訴えておきます。

時間がないので、次に参ります。

まちづくりの様々な計画があります。大きく言うと、町の最上位の計画と位置づけられる第2次愛荘町総合計画を反映させたのがグランドデザイン2040であり、連携・整合して町都市計画マスタープランがあります。しかし、これらの計画の中には、庁舎と公共施設の最適配置に関して行政が出している計画が出てきません。公共施設がどうなっていくのかは、町民の生活に影響を及ぼす重要な案件です。時間をかけて様々な角度から十分に協議をして納得の上で計画するものであり、拙速な計画はすべきではないと考えます。

2点目に、第2次愛荘町総合計画・グランドデザイン2040・町都市計画マスタープランと、庁舎等公共施設の最適配置に関する行政の計画との整合性について、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）**　　町長。

**○町長（有村国知君）**　　昨日の森野議員の御質問において同様の御質問を頂き、答弁させていただきましたが、関連する計画については連携を取りながら進めてきております。

それぞれの計画には策定する目的があります。各担当部署は、その目的に沿った計画策定に取り組みますが、総合計画に基づいた町の目指す方向性が各計画において落とし込んでいるかなど、整合性を図りつつ進めているものでございます。

**○議長（村田 定君）**　　11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）**　　今、簡単に御答弁されましたけれども、やはりこの中の3つの計画、その後の最適配置もありますけれども、その計画の中では、やはり具体的に最適配置の提案されていること、行政が言われていることについては、1つも出てまいりません。

第2次愛荘町総合計画の中で、基本構想、6章まちづくりの基本推進策のところ、財政運営の推進のところですが、「公共施設の総合的かつ計画的な管理があり、施設の

将来需要や老朽度の判定、改修時の費用等を総合的に勘案した上で、施設の長寿命化、統廃合、多機能化を図り、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、最適な人員配置も含め、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行います」との文章だけが掲載されていますが、今言ったように具体的な提示はありません。

そして、最近新しいグランドデザイン2040の冊子ができましたが、町全体の将来像が示されています。また、グランドデザイン・都市計画マスタープラン、ともに新国土軸・新都市軸の形成が計画されていて、新国土軸は、国道バイパスで早期の事業化を進める。また、新都市軸は、名神高速道路から国道8号に直接至る東西ルートを検討することが掲載されています。そのような新しいまちづくりの計画は、まちの姿が大きく変わることを示していると考えます。ですから、このような大きな計画が示されてから公共施設の配置を考えることが、後になって失敗をしないことにつながると考えます。

スケジュールを見ると、グランドデザイン・都市計画マスタープランなどの答申が行われるのは、来年2月となっています。この後に公共施設の最適配置について検討することが道理であると考えます。

行政が、2年前に公共施設の最適配置を示したのは、順序も道理も考えない拙速な提案であることを指摘します。ですから、町民や議会の理解も得られず、行政だけがただ進めたいの一点張りの姿勢できたことは明らかです。住民に寄り添った、また議会と連携して最もよい方向に進むために、立ち止まるべきは立ち止まり、もっと慎重に時間をかけることを求めます。これに対して、答弁を求めます。

また、もう1つ言いたいことは、結局、議会の提案など、やはり、もうこの答弁を聞いたなら、全然聞く姿勢ではないということ、本当に行政の考えが先行しているということで、そういうことを批判させていただきたいと思います。

では、先ほどの答弁を求めますが、よろしく願いして、私の一般質問を終わります。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** ありがとうございます。

先ほども答弁の中でお伝えもさせていただいたんですけれども、総務大臣からの通達がございまして、取り組んできてというところの経緯、経過がございまして。公共施設、それぞれ町内のもの、この利活用を考える会ということを立ち上げていただいて、

そこでも、1年未満でございますけれども、9か月ほど大変長い議論を重ねていただきました。また、その後には、よりそれを具体化していくためにということで、あり方検討委員会ということ、これも町内の団体代表される方であったり住民の方、それから専門の方々にもお入りいただいたものでございます。そういう点においては、各それぞれのフェーズフェーズにおいて議会の皆様にも御報告をし、また、町の広報紙においても、今このような議論を重ねてきておりますということを、一つ一つ御発信をさせていただいてきているものであるというふうにも存じます。

議会においても様々に御発信を頂き、そういう点では住民の皆様にも、今こういうようなことが町政の中においてあるんだということは随分と御認識を頂いているものでもございます。このことというのは、どこの市町にとっても本当に大きなテーマで、その中で結実をそれぞれにさせていращるんだということを本当に拝見、拝聴もしてきている中でございますけれども、ぜひ愛荘町においても、このことには向き合わねばならないということ、いつか答えを出していかなければならないということ、それはもう当然のものとして議会の皆様方も、御認識を頂いているということは御発言の中にも重々捉えております。

議会とも連携をし、また、住民の皆様にも、よりこのことの御理解を頂けるように私ども全力を尽くしてまいりますし、また、議会の皆様も、こういうようなことにおいて、これは答えをやっぱり出していかなきゃいけないということの御発信ということをごひび賜っていききたいというのは切に思うところでございます。

**○議長（村田 定君）** 以上で、11番、瀧すみ江君の一般質問を終わります。

---

**○議長（村田 定君）** 暫時休憩します。再開を12時50分からとします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 0時50分

**○議長（村田 定君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に続きまして、一般質問を続けます。

---

◇ 河村善一君

**○議長（村田 定君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 10番、河村善一です。これから、一問一答で一般質問を

行いますので、よろしくお願いいたします。

2つの点についてお尋ねいたします。1つ目は障害者の文化活動とスポーツ活動の推進について。2つ目は、経口中絶薬のおなかの赤ちゃんの経口中絶薬の危険性についてお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

1、障害者の文化活動とスポーツ活動の推進について。9月20日火曜日の予算・決算特別委員会の総括質疑のときに、障害者の文化活動について質問させていただきました。突然の質問にもかかわらず教育長と福祉政策監から御答弁を頂き、ありがとうございました。今回改めてと申しますか、追加して一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

障害者の文化活動の推進については、平成30年6月13日に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が公布・施行されました。また、平成31年3月に、文科省が作成した障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画というのが作成されております。その第3、施策の方向性の7、文化芸術活動を通じた交流の促進では、文化芸術活動は障害の有無にかかわらず、多様な人々の出会いの場を創出し、お互いを知り、理解し合う機会を提供する。また、特別支援学校、特別支援学級、福祉施設等への芸術家派遣や福祉施設同士の交流、文化施設と福祉施設の交流などにより、新たな発想、気づき、価値が創出されている。また地域内での交流に加え、地域を越えた交流や国際交流などの広域の活動が、障害者による文化芸術活動に大きな成果をもたらしている。一方で障害者の文化芸術活動の交流においては、文化・福祉・教育等の各分野の連携が十分だとは言えず、分野ごとの垣根を越えた交流を一層進める必要があると示されています。

滋賀県においても、令和3年10月26日に滋賀県障害者文化芸術活動推進計画が策定されています。これらのことを踏まえながら、障害者の文化活動とスポーツ活動の推進について、以下に質問させていただきたいと思っております。

1つ目、今年の3月23日から4月10日まで、「笑顔をありがとう～写真でつづる森のお家と仲間たちの成長～」という写真展示が愛知川びんてまりの館であり、3月27日の午後には國森康弘氏のトークイベントがあり、新型コロナウイルス感染症で人数制限のある中、定員以上の申込みがあったそうであります。國森康弘さんのトークを聞かせていただき、また障害児の日常の生き生きとした写真に心打たれました。その写真集に写られた御家族の皆さん及び関係者の方々がたくさん見に来られていた



のではないのでしょうか。大変喜んでおられたことと思います。私も知っている方が多くおられ、何度も写真集を見直しました。

そのことをNHKの滋賀及び近畿で放送され、その後全国でも放送されました。愛荘町での展示が大変評価されてうれしく思ったところでもあります。そこで、図書館、びんてまりの館では、今回の障害者の作品展示をどう評価されているのか。また今後どのように実践していこうと考えておられるのか、答弁を求めたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 図書館長。

**○図書館長（三浦寛二君）** 御質問の写真展「笑顔をありがとう」についてお答えをいたします。この写真展は、今年3月22日から4月10日の間、写真家の國森康弘さんによる写真集「笑顔をありがとう 家族と暮らす医療的ケアの必要な子どもたち」より、医療的ケアの必要な子供たちの写真50点を愛知川図書館、愛知川びんてまりの館で展示いたしました。また、3月27日には國森康弘さんによるトークイベントを開催いたしました。

コロナ禍にもかかわらず写真展には1,481名の参加者があり、國森康弘さんによるトークイベントには定員の50名に御参加いただきました。来館者からは、子供たちの生きる姿に心を打たれた、感動と勇気、元気をもらったという御感想を頂いており、図書館協議会委員からも大変意義のある展示だったと評価を頂いております。

愛荘町の図書館、びんてまりの館では、これまでも様々な資料に接し、視野を広げることができる場となるよう、世界のバリアフリー絵本展をはじめ多様性や人権、芸術をテーマとした企画展を開催しております。今後も関係各課や団体の皆様と連携し、資料の提供や企画展を実施することで地域の皆さんがつながり、また、新たな発見が得られる場となるよう努めてまいります。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** ありがとうございます。これを企画してその準備を進めた運営委員の方から、非常に愛荘町のびんてまりの館は作品展示しやすい場所であると、非常に好評でございました。また今後、こういう機会を捉えて、またそういう機会を増やしていただければありがたいと思います。

2点目の質問に移ります。障害者の文化活動は障害者にとっても大変うれしいことでもあります。ましてやそれを発表する場所と機会があるということは、障害者の生き

がいの発表の場ではないでしょうか。例えば私の子供も、入所している施設で毎年開催される施設の学園祭に合わせて、障害の子と家内との親子コラボ展を10年間開催してまいりました。そのときには、お世話になった養護学校の先生方、お友達、親戚の方、皆さんに招待状のはがきを出し、見に来ていただいております。本人にとって大変な喜びであります。この二、三年のコロナ禍では、家族とのコラボ展はできませんが住棟職員の方とのコラボ展を開催していただき、学園に入っている園生さんと職員の方に見に来ていただいております。これは本人にとって大きな生きる喜びとなっています。そのことを考えると、愛荘町でも障害児者のつくった作品を展示していただきたいと思うのですが、このことについての基本的な考え、進め方について、教育長の答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 教育長。

**○教育長（徳田 寿君）** お答えをいたします。

行政は、誰もが障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向けた支援を行うことが必要であります。一人ひとりの特性に応じた多様な学びの機会提供の場である愛荘町民文化祭展示などを通じて、誰一人として取り残すことのない社会的包摂の実現に向けた取組を今後も進めてまいります。

**○議長（村田 定君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** この子供のびわこの親子コラボ展であります。これはコロナ禍前なんですけれども、平成29年12月に、びわこ学園関係の作品常設展ということで、東本願寺のしんらん交流館で常設展が開催されております。びわこ学園の何人かの作品、粘土展あるいは絵画展というものが作品展示されて、そういうようにびわこ学園だけではなくて、そういうような障害者の展示、常設展を展示しようということで、そういう企画調整されたということでもあります。その中で先生の紹介で私の子供の作品の紹介をしていただいている文章がありますので、ちょっと御紹介したいと思います。

彼は、左足のかかどを使って用意をした粘土の塊にぎゅっと力を込めてくぼみをつくりまします。自分の足元は見えないので、カメラとモニターを使って足元と粘土の塊の様子を確認しながらくぼみをつくっていきます。時々、左足の親指も粘土の塊に延びていき、その爪の跡も作品に残ります。そして毎年、学園祭でぜんた展という作品展を開催し、ぜんたさんのお母さんがその作品に花を活けるなどして、親子のコラボ作

品展となっています。昨年10回目を迎えた作品展ですが、今年は11回目、新型コロナウイルスの流行のことを心配しながらも、今年も必ず展覧会を開催しようと声をかけると、にっこり笑って次の瞬間には足にギュッと力を込めて制作しています。いつもと同じ作品展にはならないかもしれませんが、現在できることを一緒に考えていきたいと思えます。なぜなら、それが彼にとっての生きがいの一つのように感じられるからですという、先生の紹介を載せていただいて、作品展が開催されておりました。私も見に行って、本人が生きている、あるいは表現していることのすばらしさというものを感じ取っていただければありがたいと思っていますし、また、そういうようなものが、障害者の気持ちというものが作品に表れて表現されているのではないかとこのように思えます。私自身も、子供が1日元気でにこやかに笑っている姿だけで元気と勇気を頂きますので、そういうようなものをぜひまた多くの方に知っていただきたいと思えますし、そういう展示を、一番最初に申しました障害児の文化芸術活動ということで、愛荘町でもそういう展示する場があれば、また、これは行政だけに依頼するつもりではありません。障害者の親の会のほうでも、そういうことをぜひ広めていこうということは進めてまいりたいと思えますので、積極的に取り組んでいただきたいと思えますが、もう一度、教育長の答弁を求めておきたいと思えます。

**○議長（村田 定君）** 教育長。

**○教育長（徳田 寿君）** お答えをいたします。

大変重要な視点を御示唆いただきありがとうございます。これからの社会は、特に地域の方々がその多様性を認め合い、相互に理解し合い、そして共生していくということが非常に重要になってくるというふうに思っております。そういう意味で、社会教育の役割というのは非常に重要であるというふうに考えております。SDGsの視点にもございますけれども、本当に包摂性を持った社会教育、その部分を今後も充実させていき、そして最終的に多様な人々がともに学び合う場、そうしたものを社会教育を通じて実現していく。そういう視点が非常に重要であるというふうに考えておまして、そのことにつきまして、精いっぱい努力をしてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（村田 定君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 次の質問に移ります。

9月20日の予算特別決算委員会総括質疑で質問した翌日、生涯学習課長から電話

を頂き、決算委員会の質疑の中で提案のあった障害者の展示会について、来月10月29日・30日に開催される愛荘町町民文化祭において、甲良養護学校の生徒さんの作品展示のスペースを確保させていただこうと考えてみたいが、作品を展示していただけますかとの連絡を頂きました。早速、甲良養護学校の校長先生に連絡をさせていただき、愛荘町の生徒さんの作品を展示していただくようお願いしました。

10月29日・30日の愛荘町文化祭では、幼稚園から中学生までの作品展示があり、子供連れの御夫婦、おじいちゃん、おばあちゃんも多くの方が見に来られていました。自分の子供、孫の作品を探してみても、歓声を上げられているのを見て、開催されてよかったなと思いました。

その一角に、甲良養護学校の生徒さんの何人かの作品展示がありました。校長先生も見に来られていたようで、今後もスペースを頂けるならば、しっかり対応していきたいとおっしゃっていました。この愛荘町町民文化祭について、また養護学校の作品展示について教育長はどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 教育長。

**○教育長（徳田 寿君）** お答えをいたします。

まず、過日の作品展示に関しましては、河村議員には大変お世話になりました。

さて、障害のある人もない人も、全ての人々と共に学び支え合う相互の学びの活動成果を発表する機会の提供は、学びを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりの循環の一つでありまして、デジタル化が急速に進んだ現在におきましても変わるものではないというふうに考えております。文化祭における作品展示もそうした機会の一つであると考えております。引き続き多様な人々の学びの成果を提供する場の確保・充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○議長（村田 定君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 11月21日に一般質問を提出させていただきましたが、その翌日の中日新聞で紹介されていました。障害ある人たちの可能性気づいと、滋賀大で、絵画や陶芸などの150点を展示したという、こういう新聞記事が出ておりました。滋賀大の彦根キャンパスで作品展示が開催されたということでございます。街角アート、この企画は、滋賀大学のサステイナウイークということで、非常に、滋賀大学の大学としても取り組み、その中では、厚生労働省主催の共生社会等に関する

る基本理念普及啓発事業として、共生社会フォーラムというものが2日間にわたって計画されていました。

この滋賀大学の、大学祭みたいな行事でございますけれども、その中でSDGsを捉えながら、こういうふうに書いてあります。ここの中には、持続可能な社会に向けて、講演会・映画上映会・展示・ワークショップなどの各種イベントを1週間にわたって開催しますという中に、全ての国民が障害をはじめとする生きづらさのありなしによって分け隔てられることなく、人の尊厳の輝きを認め合いながらともに生きる共生社会の実現が求められています。しかしながら、社会の一部には障害を有する方に対する否定的な意見や偏見が一定数存在することを踏まえ、共生社会を実現させるためには、この基本理念について福祉分野をはじめ広く社会に普及させる必要があります。誰もが等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念などについての学び、自らの実践につなげ、さらには所属や地域社会に向けて普及・啓発していく人材の養成・研修を組み込んだフォーラムを実施しますということのフォーラムを開催して、滋賀大キャンパス、これは僕が写真を撮ってきたんですが、玄関と1階・2階・3階の廊下に作品展示をされておられました。そういう取組が、僕は非常に感動したのは、大学でそういうふうなことをされようとして、生徒のみんながいる校舎棟のところで展示をされているということ、障害者を理解しようということで、見に行きましたけども非常に感動を覚えたところであります。

今後、こういうことが愛荘町でもできればというような思いでおりますので、また、今後は検討していただければありがたいと思います。

時間がありませんので、次に行きます。

4番目、9月10日には、多賀の中央公民館でDドラファミリー主催の「にじいろライブ」という音楽祭がありました。昨年はできなかったそうですが、コロナ禍でも少し落ち着いてきたので、障害者が演奏する音楽ライブがやっと開催されたそうです。大変皆さん生き生きと元気に演奏されていました。演奏されている皆さんは、前回発表したのと違う新しい曲にチャレンジされているようで、深い感銘を受けました。

そのグループの中に、愛荘町の障害者の方も参加しておられました。昨年お母さんが亡くなられたそうですが、その障害児のお姉さんが、毎回練習会場まで送り迎えをされ、今回も立派に発表されていました。このような音楽祭を愛荘町でもできないものなのか。また、障害者の音楽活動を支援することについて、福祉課長の答弁を求め

たいと思います。

**○議長（村田 定君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** 議員からお話のありましたDドラファミリーは、障害のある方々が楽器演奏を中心に音楽活動に取り組まれているグループです。私もメンバーの保護者に御紹介いただき、何度か見に行くうちにファンになった1人でございます。司会者とメンバーの皆さんの素朴なやり取りも楽しく、堂々と演奏される姿に、最後は感動を覚えました。演奏技術も大変すばらしいのですが、プロの演奏者との大きな違いは、何度も練習されてきた努力と、支援されているスタッフや家族の温かさをそのステージから感じ取れるところがございます。

このような活動は、障害のある方の社会参加という視点だけではなく、皆さんに福祉に関心を持っていただく機会であると私は捉えています。また、このことは社会の受入れ体制への推進へとつながります。

今、愛荘町が目指している地域共生社会は、誰も取り残されないみんなが主役の社会へをテーマにしています。福祉を明るいイメージで発信することが大切であると考えており、音楽祭等の開催は、年齢を問わず、分かりやすく福祉を理解する機会の1つとなると思いますので、開催や支援について何ができるか協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 時間もありませんので次に、質問させていただきたいと思っています。

4番目、文化活動だけではなく、障害者のスポーツについて、愛荘町内で障害者スポーツに取り組んでおられる方がおられましたら御紹介いただきたいと思いますとともに、何らかの支援をされているのか、お尋ねします。

また、3年後に開催される滋賀国体の障スポの取組について、どのような進み具合なのか、福祉課長の答弁を求めたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 福祉課長。

**○福祉課長（小林充周君）** まず初めに、障害者スポーツに取り組んでおられる例についてお答えいたします。

把握しておりますのは、甲良養護学校の教諭が指導者となって活動されているスペ

シヤルオリンピックス滋賀バスケットボール湖東チームで、障害のある小学生から50歳代の方が40名ほど参加されており、愛荘町の方は10人程度おられます。なお、現在支援については、行っておりません。

次に、障スポについては、県の国スポ・障スポ大会局の全国障害者スポーツ大会係が主導で推進しており、愛荘町においては、生涯学習課内に設置された国スポ・障スポ開催準備室が対応し、わたSHIGA輝く障スポアーチェリーとして大会準備を進めています。

現在までの取組につきましては、本年10月13日に県事務局と町準備室・福祉課において、業務分担や体制、スケジュールについて打合せを行いました。また、去る10月29日・30日に栃木県那須烏山市で開催された第22回全国障害者スポーツ大会、いちご一会とちぎ大会のアーチェリー公式練習及び大会に、福祉課長の私と課長補佐の2名で視察をしています。特に会場運営の工夫と大会を活用した福祉のPRの方法について確認をしてまいりました。

野球場やテニスコートを併設した立派な運動公園内に競技会場が設置され、多くの支援ボランティアが参加、車椅子の修理ブースや視覚障害者用のトイレの音声案内機器、県内の特別支援学校の生徒のメッセージが書かれたプランターが設置されるなど、きめ細やかな受入れ体制が整えられており、スムーズな大会運営となっていました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症感染対策により、申込みによる入場制限等が敷かれ気軽に観戦できず、特に子供の姿が見られませんでした。本来ですと、会場周辺には、商工会や観光協会などのブースが立ち並び、地域の特産品の販売や観光案内等、人の交流が生まれ、障害者スポーツを通じて福祉についての理解を含めていただく大会となるものと思います。

3年後の愛荘町での大会において、どこまでコロナによる影響が続いているかわからないところもありますが、福祉のまちづくりにつながる大会を目指すとともに、大会開催以降の障害者スポーツの盛り上がりにもつなげていけるよう、努力してまいります。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** ありがとうございました。2020東京で障スポでの滋賀県選手、パラトライアルの宇田選手あるいは水泳の木村選手の活躍というのは、テレ

ビで見ると本当に滋賀県の選手の活躍というのは誇りに思えたと思います。私ももう、この文化とやはりこのスポーツ、障害を持っていてもやっぱりそれを乗り越えて生きようとする人たちにエールを送りたいと思いますし、そういうものの取組には支援を惜しまないつもりであります。そういう気持ちでまた応援をお願いしたいと思います。

次に、経口中絶薬の危険性についての質問に移りたいと思います。

まず、おなかの中に宿った新しい命を町の宝について、お尋ねというか、述べます。

愛荘町では今日まで、おなかの赤ちゃんを大切に取組んでいただけてきました。大変素晴らしいことであると考えています。令和4年度の当初予算概要の重要施策の取組のまず最初に、1、健やか子育て応援事業として、次のように取り上げていただけています。安心して子供を産み育てることができるように、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的な相談支援を関係機関で協働して支援していく体制を整備し、育児不安の軽減や健やかな子育てできる地域づくりに取り組めます。令和4年度は、妊娠・出産・産後期の母親の孤独感や不安感を解消し、見通しを持った子育てができるように、出産前の育児不安の解消などを目的とした子育て応援ふれママ教室を継続しつつ、産後鬱や育児不安の予防、自尊感情のアップを目的に、産後ケア事業としてひよこママ教室を子育て支援センターや子育て応援広場などを活用して実施します。(中略)で、さらにおなかの中に宿った新しい命を町の宝として歓迎し、妊娠おめでとうグッズをプレゼントするとともに、妊婦の歯科健診に助成する妊婦とおなかの赤ちゃん応援事業を行います。

このように、おなかの中に宿った新しい命を町の宝として歓迎するという町の姿勢は、大変素晴らしいものであると考えます。このところの見解について、町長の答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 町の取組事業に対しましてのエールを頂いて、本当にありがたいと存じます。

命はとても尊いものでございます。そのため、おなかの中に宿った命こそが町の宝であり、かけがえのない大切な存在であると考えております。人生や命は1人ではなく、多くの関係してくださっている方々の存在によってつながっています。そのことにおのおのが気づき、思いを致すことは、自らがよって立つ社会への敬意とか情愛の念につながるものだと捉えております。それゆえに、おなかの中に宿った新しい命、



そして命あることへの感謝や、日々有り難いことへの畏れということにも思いを致せる社会を築いてまいりたいと考えております。

**○議長（村田 定君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 私がほかのところのときに、議会議員でも挨拶したりするときがあるときに、愛荘町はやっぱり、おなかの赤ちゃん、この町の宝とするというこういうことを一番に取り上げているまちですよと、それを誇りに思いますということは申し上げるときあるんです。私これは本当にすばらしいので、今後もやっぱり継承して進めていただきたいと思います。

昨年の出生数を調べますと、81万1,604人で、前年の84万835人より2万9,231人減少しております。

そこで町長とか課長になるかも分かりませんが、愛荘町の昨年の出生数は何人で、前年の人数と比較してどうであったか。今後の出生数をどのように捉えているか、お尋ねしたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（木村美紀君）** お答え申し上げます。

令和3年の出生数は172人、そして、令和2年は153人でした。19人増加しているところでございます。愛荘町も少しずつ出生が減ってきているようには見えますけれども、令和2年度につきましても、本当にコロナの影響で出生数が下がっているものと見ております。今後も170から180人程度の出生の見込みで計算をしているところでございます。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 10年前を見ますと250人から200人以上超えていたと僕は思うんで、やはり産み育てやすい、やっぱり愛荘町であってほしいと。こういう町の宝として迎えるというような気持ちであってほしいというように思いますし、愛荘町に来たら子育てしやすいまちだというような町であってほしいと思います。

次に、行きます。愛荘の16年教育での胎児の教育についてお尋ねします。

教育委員会が発表された「愛荘 未来を拓く教育16年構想」では、胎児期から教育に取り組むことを表明されています。3月16日にあった令和4年度第2回図書館協議会でも、委員の中から、16年教育でおなかの赤ちゃんのときから、お母さんが

胎児に読み聞かせることの重要性を話されていました。

そこで教育長に、愛荘の教育16年構想について尋ねるとともに、胎児のときからの教育の重要性とお母さんの読書、読み聞かせの重要性について、答弁を求めたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 教育長。

**○教育長（徳田 寿君）** お答えをいたします。

愛荘16年教育構想は、母親のおなかの中で生を受けた胎児が、義務教育である中学校を卒業するまでを人生のベースを確立する16年と捉え、心身の発達を育んでいくというものでございます。御質問の、胎児のときからの教育、読み聞かせの重要性についてでございますが、この愛荘16年教育におきましては、胎児期からの読み聞かせにより、お母さん、おなかの中の子供がともに心が安定するというふうを考えております。

愛荘町では、健康推進課と子ども支援課、図書館の主催によりまして、妊娠中のママ、出産・育児に備えるパパを対象としたふれママ教室を開催しております。昨年度より、まちじゅう読書活動の一環として、ふれママ教室に図書館司書が出向き、胎児期から絵本を通して親子が触れ合うことの大切さを伝えるとともに、図書館にある絵本を紹介しております。胎児期からお母さんやお父さんが読み聞かせを行うことで、愛情を持って子供と接することのスタートとするという意味におきましても、愛荘16年教育における、胎児期からの教育は重要であると認識しているところでございます。

**○議長（村田 定君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** この図書館協議会のときに、ビブリオバトルの中学生の発表を聞いて元気もらったというようなことを言われていました。愛荘町で、読書まちづくり宣言ができたことが、図書館協議会の活動あるいは愛荘16年教育での教育にも影響しているのかなというように考えています。これはもっともっと、そういう意味では進めていただきたいと思ひますし、頑張ってくださいと思ひます。

答弁を求めたいと思ひますが、時間がありませんので、次に進みます。すいません。

経口中絶薬についてお話ししたいと思ひます。質問させていただきます。

経口中絶薬は、昨年12月に英国の製薬会社ラインファーマが厚生労働省に承認申請をしたものであります。厚生労働省は、1年以内に有効性や安全性を審査して、承

認めるかどうかを決めるとされています。

申請された経口中絶薬は、妊娠9週（63日）までの間に服用するもので、最初の1錠目ミフェプリストンを飲むと、赤ちゃんに栄養を運ぶプロゲステロン（黄体ホルモン）を止めて、胎児への栄養が断たれ、子宮内で餓死させられ命を絶たれるというものであります。2日後に、2錠目の子宮収縮剤ミソプロストールを服用し、死滅した胎児及び胎嚢と血塊を排出して中絶が行われます。この経口中絶薬を健康推進課長は知っていたか、まず、お尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 存じ上げております。

以上です。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 経口中絶薬は安全な薬ではない、いろいろと問題があるということを指摘したいと思います。飲む中絶薬だからといって、本当に安全な薬なのか、女性の心身への影響はないのか、心配されます。そのことについて何点か指摘したいと思います。

第1番目は、女性の心身に重篤な副作用がある。大量出血など重篤な副作用があると言われています。多くのケースで、2週間近く強い腹痛と嘔気が認められ、30日以上の変延出血が8%も起こっていると言われています。時には止血手術が必要となる大量出血や死に至る敗血症など、全身の重篤な感染症も引き起こす心配があります。

日本では産科医不足の中、平日昼間の対応をしている診療所も多く、夜間に大量出血などで急変したとき必要な処置がすぐ受けられるとは限りません。大変危険だと言わなければなりません。

2番目、女性の心の影響、一生忘れないトラウマとなる。出血のときに胎児が含まれており、胎児を目にする可能性も高く、女性の心の傷は計り知れずトラウマになりかねません。女性の自己肯定感や母性を損なうのではないかと、心配されます。

3番目、安易に使用される危険性がある。安易に使用を強要され、女性への性被害が増加することが懸念されています。また、10代の子供たちへの影響が懸念され、若年妊娠は、親に知られたくない一心で経口中絶薬に走る可能性が高くなると心配されています。10代の子供たちの性感染症の増加、10代中絶率の増加、性の低年齢化への拍車がかかるとともに、小さな生命への畏敬の念がますます損なわれることを

憂慮いたします。このことについて、健康推進課長の答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（木村美紀君）** お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、現在経口中絶薬について厚生労働省に承認申請がなされております。その背景には、日本では望まない妊娠をしてしまったときの対処方法として、手術を伴う処置方法しかないということからだと認識しております。

議員御指摘のとおり、今後、仮に経口中絶薬が承認されたとしても、手術を伴う処置同様に、おなかに命が宿った女性の体にも心にも相当のダメージを受けることには変わりございません。そのため、望まない妊娠が避けられるよう正しい性についての教育と、自分自身を大切にし、そして相手のことも大切に思える人づくりが重要ではないかと考えております。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** この薬は、心配されることは、医師の診断もなく服用されること、あるいはネットで購入できるという心配性があるからであります。医者にかかり、いろいろその診断を受けて薬を服用するのであるならば、そういう心配はないんですけれども、そういうことを心配されます。だから、この中絶薬に承認反対する署名活動も行われていて、現在、私のところへ聞いておるところでは5万2,837人の署名が全国で集まり、滋賀では1,117名の署名が集まっていると聞いております。また、10月20日に参議院会館で国会議員と厚生労働省・法務省の勉強会、経口中絶薬についてが持たれました。その場に滋賀県の国会議員の先生では、武村展英先生本人が御参加いただき、上野賢一郎先生、小寺先生、大岡先生の秘書の方も参加していただいたと聞いております。国会議員の先生の中からは、薬は命を助けるものだが、この薬は違う。倫理性を問われるべきだとか、副作用があるものをネットで買うなどあり得ない。どのように流通を管理するのか。少子化対策でおなかの中から支援していく出産準備金制度をつくる必要性があるのではないか。虐待の最たるものは、生まれてすぐのゼロ日児を殺すこと。そうならないように、命が一番大切に一番大事だと啓発することが大事だというような意見が出ていたと聞いております。

そういう中で我々は、何としても命を大切にこのまちづくりを、もっともっと前面に出していく必要があるかと思えます。

最後の質問になります。命の始まりを大切にすまちづくりをということで、乳幼児虐待によるゼロ日死亡の背景には、命の始まりを大切にすこなかった風潮があると指摘されています。今、必要なのは中絶しやすい社会ではなく、妊娠に悩む女性への相談等の支援、さらには産み育てやすいまちづくりへの施策であるのではないのでしょうか。また、おなかの赤ちゃんも社会の大切な一員であるのではないのでしょうか。

このことに関する町長の見解と、今日までの取組と今後の施策の取組について、町長の答弁を求めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 先ほども御答弁をさせていただきましたが、おなかの中に宿った新しい命はかけがえのない大切な町の宝とし、社会の一員として歓迎していくという考えでございます。そのため、町の重点施策であります健やか子育て応援事業として、妊娠期から子育て期の事業の充実を図っております。特に妊娠届出証を持ってこられ母子健康手帳を発行するときから、愛荘町独自の取組として個別相談を実施することで、妊娠に対する不安や困り事を聞き取り、出産に向けた必要な支援を行っています。

このほか、妊娠おめでとうグッズの贈呈や、妊婦さんとおなかの赤ちゃんのための妊婦歯科検診や、妊娠中の不安の軽減と見通しを持った出産・育児ができるよう、ぷれママ教室を実施しています。また、多胎妊婦の基本健康診査の助成や産後ケア事業としての子育て短期支援事業等も実施しております。

子育て期においては、重点施策の子育て安心保育事業では、子育て世代が安心して子育てができる環境を整備するため、幼稚園の預かり保育事業や保育士確保対策事業に取り組んでおります。また、子育て支援センターを中心に、親子の交流の場の提供や活動を通じた保護者同士の交流、子育ての悩みなどの相談対応を行っています。

これら現在実施しております妊婦のおなかの赤ちゃんのための事業や子育てのための事業の継続実施と、産み育てやすいまちづくりとしての施策を引き続き実施してまいります。

さらに今後は、先ほど教育長が答弁しましたように愛荘の教育16年構想の推進、中でも自尊感情の醸成に力を入れ、ありのままの自分を愛し、他者も大切に思え、愛荘町に愛着と誇りが持てる人づくりに努めてまいりたいと存じます。

**○議長（村田 定君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** ありがとうございます。おなかの赤ちゃんを大切にす  
まちづくり、議員としても応援し頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろし  
くお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございます。

**○議長（村田 定君）** これで一般質問を終わります。

---

**○議長（村田 定君）** 暫時休憩します。再開を1時50分といたします。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時50分

**○議長（村田 定君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10名が終わりました。ただいまから議事に入ります。

---

#### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村田 定君）** 日程第2、議案第50号 愛荘町税条例等の一部を改正する  
条例を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** それでは御説明をさせていただきます。議案書1ペー  
ジをお願いいたします。

議案第50号 愛荘町税条例等の一部を改正する条例について御説明をさせていた  
だきます。改正理由要旨につきましては、別冊の改正条例説明資料の1ページから1  
7ページでございます。よろしくお願いをしたいと思います。ちなみにそのうち、5  
ページから17ページにつきましては、新旧対照表となっております。改正条例説  
明資料のほうをお願いいたします。

まず、1ページをお開きをお願いいたします。今回の改正につきましては、地方税  
法等の一部を改正する法律、令和4年法律第1号が施行されたことから、本条例の規  
定について所要の改正を行うものでございます。この改正条例の要旨は、1ページの  
1番から4ページの17番まで記載をしております。法律の改正による条項の挿入や  
条項のずれなどを除き、特に住民に広く関係する改正点について御説明を申し上げま  
す。

まず第1条の関係におきまして、1番の第18条の4、8番の第73条の2、9番

の第73条の3の3つの改正につきましては、固定資産課税台帳の閲覧や証明書の交付におけるDV被害者等の支援措置に関する改正でございます。

法務局は、土地または建物表示に関する登記等をしたときは町長に一定の事項を通知し、町長はその異動事項を土地課税台帳等に記載し、その上で一定の者から請求あった場合には、固定資産課税台帳に記載された内容を閲覧させ、または各種証明書を交付することになってございます。先般、民法等の一部を改正する法律による不動産登記法の一部が改正されまして、DV被害者等から法務局に申出があった場合、その申出者に関する登記事項証明書については、申出者の登記簿上の住所を記載せずに住所に代わる事項を記載することとされたことになりまして、市町においても、閲覧等を通じてDV被害者等の登記簿上の住所が漏れないようにする措置を規定する地方税法第382条の4が新設されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

これらの施行につきましては、令和6年4月1日からとなっております。

次に、2番の第33条の第4項と6項の改正と、3番の第34条の9第1項の改正につきましては、これまで上場株式などの配当や株式と、譲渡所得が所得税と個人住民税とで異なる課税方式の選択が可能でしたけれども、令和6年度以降の個人住民税は所得税と課税方式を一致させることとなり、これに伴う関係規定の整備を行うものでございます。

施行は令和6年1月1日でございます。

次、10番の付則第7条の3の2第1項と、15番の付則第26条第1項及び第2項の改正は、住宅借入金等特別税額控除の延長見直しでございます。

住宅ローン控除の適用年限を令和7年度末まで4年延長するとともに、控除期間を13年間に延長して令和20年度までとするため、関係規定の整備を行うものでございます。

施行は令和5年1月1日でございます。

最後、12番の付則第17条の2第3項の部分の改正につきましては、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例として、法律改正に合わせ規定の整備をするものでございます。

施行日は令和5年1月1日でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己、2点についてお聞きします。

この固定資産税に関わって、負担水準が20%以上上がった商業宅地や住宅用地、こうしたものが該当するものがあるのかが1点です。

もう1点は、電子申告において変わってくるんですが、地方税の納付書が統一のQRコードをつけて納付書がつくられるという形に変わるということをお聞きされているんですが、このシステム改修について、22年度の普通交付税措置をするんだけど、そのシステム改修における費用について、全国平均を算出して、それ以上のものについては自治体の負担にするというふうにお聞きされているんです。そういう点で、どのように本町はなっているのかをお尋ねいたします。

**○議長（村田 定君）** 総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** お答えをさせていただきます。

まず、1点目の20%の商業地等があるかというところでございますけれども、現在、改正させていただいている分につきましてはでございますけれども、令和4年度の地方税改正に伴いますものでございますけれども、今の議員が言うていただいております項目につきましては、商業地等の土地に係る固定資産税等の負担調整措置についてという改正というふうにご認識をさせていただいておりますけれども、この改正につきましては、4月1日からというところになってございますので、4月28日の臨時の議会のほうで、専決処分でご決議をさせていただいた分となつてございますので、ちょっと申し添えさせていただきます。

それと、20%を超える部分でございますけれども、当町につきましては、対象となる商業地等はございませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

それと、今回の税改正に伴いますシステム改修につきましては、基本的にはベンダーとの運用保守の範囲内でのものとなつてございますので、今回の税に係りますシステム改修については、特段費用が発生しないというところでお返答させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

**○議長（村田 定君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。



これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、議案第50号 愛荘町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村田 定君）** 日程第3、議案第51号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** それでは、議案第51号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。議案書は、5ページでございます。改正条例等説明資料は18ページとなっております。説明資料で御説明をいたします。18ページを御覧ください。

まず、改正の理由でございます。愛荘町福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設のはつらつドームについては、条例の中で使用料を徴収し還付しないこととしておりますけれども、前日までに使用申請を撤回した場合は、還付ができることとなっております。前日にキャンセルがございますと、使用料の返還に加え、他の住民も使用できないという実績から、多くの住民が利用できるように使用料返還の要件となる期日を改正するものでございます。

また休館日について、近年、ハッピーマンデー制度などの大型連休が増えており、祝日のドーム利用の要望も増えていきますことから、はつらつドームの休館日についても改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、条例第9条第3項第2号中、使用料の返還の要件の期

日を利用日の1週間前までに改めるものでございます。

また、別表第一中、(2)国民の祝日に関する法律に規定する祝日を削除し、はつらつドームの休館日を祝日を除く水曜日及び年末年始に改めるものでございます。

改正後の条例につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。説明資料の19ページから20ページは新旧対照表となっております。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長(村田 定君)** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

13番、辰己 保君。

**○13番(辰己 保君)** 質疑は、特に解約日の変更です。前日までに解約をしたら利用料の返還を行うというものを、1週間前までに解約を申し出た者に対して返還するというふうに、条例改正されるわけです。それで、今日まで前日までの解約で、どのような影響があったのか。要するに実績ですね。それで1週間前までにすることによって、その問題がどの程度解決するのか。それに対して答弁を頂きます。

**○議長(村田 定君)** 福祉政策監。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長(森 まゆみ君)** 御答弁申し上げます。

まず、キャンセルによりますその実績でございますけれども、年間を通じてのトータルのキャンセル数がちょっと情報として持ち合わせておりませんので、年間についてのキャンセルの件数について、まず御報告をさせていただきたいと存じます。

まず、令和元年度でございますけれども、利用件数としましては141件ございました。それとは別に、26件のキャンセルがあったところでございます。

また、令和2年度につきましては109件の利用がございました。それとは別に71件のキャンセルがございました。

令和3年度におきましては88件の利用がございました。それとは別に81件のキャンセルがあったというところでございます。

令和2年・令和3年につきましてはコロナの影響が大きく、ドームの使用に影響したというふうに考えておりますけれども、管理をしていただいております社会福祉協議会のほうで聞かせていただきますと、仮予約的な傾向も見られるということで、キャンセルが非常に多くなっているというふうなことでございます。

また、前日にキャンセルをしていただいても使用料を返還させていただくということになってございますので、前日のキャンセルというところも、これは体感的なもの

でございますけれども、そういったものも見られるというようなことも聞いております。

また別に、その利用をしたいと思っておられた方が、予約があって利用ができないということで別の日の使用に変えたという方が、当日その日、利用されていなかったのではないかとということで、そういったお話も頂いているというところでございます。

このドームという施設につきましては、ドームが天井に設置をされ、またグラウンドであるという特別な、特殊な機能を持ち合わせた施設でございますので、住民の方も非常に使い勝手がよく、天候の心配をしなくてもいいということもございますので、使いたいというような御希望の声がたくさんあるということでございますので、そういったことから、できるだけ多くの方に使っていただけるように、今回の条例を改正したいというようなことで、上程をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** それはキャンセルが確かに71、81件起こっているというのであるので、これは事由として。ただ、答弁であったようにコロナ禍の影響と。そういう不安やらその時々コロナ感染症の急拡大が発生によって起こってきたりしているもので、それが前日ということには結びつかないだろうと。ただ、元年においては26件で、前日も含んでいるだろうということは想像はできます。

それで、1週間という前までは延ばさなきゃならないとかすることがどうであるのかはちょっと非常に疑問だなという点を思います。というのは、社協さんが指定管理の契約というか、そこに入れていくわけですが、これに準じていくので。だから、先ほどもちょっと一般質問で言いましたように、非営利の団体さんで利益が上がれば町に戻るといふか、そういう形も取られていると思うので、どうであるのかなと。本当にむちゃも非常に迷惑をかけているという感じはしないので、その点ではどうなんでしょう。

**○議長（村田 定君）** 福祉政策監。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** 今、管理をしていただいております社会福祉協議会への負担というようなところでよろしかったでしょうか。

実は社会福祉協議会のほうが、予約の管理でありますとか、もちろん施設の管理を含めてなんですけれども予約の管理、それから頂戴しました利用料の適切な収納、そ

ういったものも含めてお願いをしておりますけれども、やはりこれだけキャンセルが出てきますと、それに対する返還を行うという事務手続も実際のところ発生しております。そういった負担もあることながら、やはり先ほど申し上げましたように、住民の方にやっぱり利用していただきたいと。空いた状態で置いておくのではなく、利用希望者があるのであれば活用していただきたいというような思いというものも、社協さんのほうでも持っていておりますので、今回のこの改正が、前日といいますか、仮予約的なものを抑制するであるとか、そういったことにもつながっていくのではないかなというようなことも想定をしておりますので、今回の改正により、広く活用につなげていきたいというふうには考えております。

**○議長（村田 定君）** ほかに質疑ありませんか。

〔なし〕の声あり〕

**○議長（村田 定君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己、反対討論を行います。

福祉センター秦荘ふれあい福祉施設条例の改正は、使用料の還付ができる規定を、現行では前日までの利用申請を撤回したときを、1週間前までに利用申請の撤回をしたときに変更するという提案です。

この申請において、事前申請は当然、一定の団体として申請が行われるために、急激に申請をしてもなかなか利用しにくいという一面はあると思います。こうしたことを鑑みて、1週間前までに利用申請の撤回をしたときに変更するための実績、こうしたものは曖昧で、申請者の把握は3日前まででも可能と推察するところです。何よりも町民の健康と福祉に寄与する町有施設の使命を発揮することを求めて、反対討論いたします。

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありませんか。12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 議案第51号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設条例の一部を改正する条例について。

私は、愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設条例の一部を改正する条例について、賛成する立場から討論を行います。

愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設は、家族や地域団体が触れ合う場として、また健康推進を目的としたスポーツ等を楽しむ施設として住民に親しま

れる施設であります。

今回上程されました条例改正につきましては、福祉施設内にありますはつらつドームの休館日を祝日を除く水曜日と12月29日から翌年の1月3日とする変更と、利用申請の撤回による使用料の返還期日の変更を行うことで、より多くの住民に利用していただける施設とされるものであります。

はつらつドームのよりよい利用方法を検討された上で、改正であり、新型コロナウイルスの感染により、希薄化した地域や人々の絆を取り戻す有効な見直しであると思えます。キャンセル期日及び休館日の設定についての工夫することで、町有施設がより多くの方に利用され、施設の名のとおり、はつらつの住民の皆さんが過ごしていただける機会の拡大に期待するものです。

議員各位におかれましては、御理解いただきますよう御賛同をお願いし、討論を終わりたいと思えます。よろしく申し上げます。

**○議長（村田 定君）** ほかに討論ありませんか。7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 私は当案に対する賛成の立場から討論をさせていただきます。

提案されている休日の縮小は、当施設を使う機会を1日でも多く利用するという町民サービスでの向上でありますし、キャンセルを1日前から1週間前にするということは、安易に仮予約をして、利用する機会を逃す他者に対する利用機会を与えることになると思えますし、そういう意味合いから、議第51号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘町ふれあい福祉条例の一部を改正する条例については、賛成の立場であります。

議員皆さんもそのことを十分御理解の上、賛成いただきますよう、よろしく願いいたします。

**○議長（村田 定君）** これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立多数です。よって、議案第51号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第4、議案第52号 湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。本案についての提案理由の説明を求めます。産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 議案第52号 湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについて、御説明申し上げます。議案書の6ページをお開きください。

湖東三山館あいしょうの指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称及び所在地、名称、湖東三山館あいしょう、所在地、愛荘町松尾寺1395番地1、名称、駐車場、所在地、愛荘町松尾寺1395番地7、名称、従業員駐車場、所在地愛荘町松尾寺1395番地3でございます。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名、（1）所在地、岐阜県岐阜市西鶉1丁目52番地、（2）名称、株式会社三和サービス、（3）代表者、代表取締役 林 正和でございます。

3、指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） この議案に対して、職員が1軒ずつ議員のところを回るということですので、よほど精査されていると思いますので、4つほど質問させていただきます。

湖東三山館あいしょうは、愛荘町の観光促進を目的とした観光情報発信施設と位置づけられています。マーガレットステーションやせせらぎの里のような営利を目的とした道の駅とはちょっと立場が違います。

今回の入札で三和サービスさんに業務委託した場合、観光促進やまちの発展にどういうふうに関与できるのかを1点目お尋ねします。営利を目的にするためだったら、コンビニエンスストアで大丈夫です。

そして2番目に、三和サービスさんが、これまでふれあい本陣を運営してきました。その運営内容は分析されたのか。特に町の発展に関する費用対効果、それを数字で

はっきりと示していただきたい。

そして3つ目に、愛荘町が進めている東の玄関、湖東三山スマートインター、西の玄関の愛知川駅の開発に対して、三和サービスさんがどのようなプランを提示されたのかをお尋ねします。

そして最後に、今回の入札は有識者によるポイント制で決まったと聞いております。収益性だけをだけでなく愛荘町への貢献度を審査されたのか。特に観光情報発信施設として審査されたのか。そして、全部で何ポイントなのか。そういうところの、このポイントのあれを開示していただきたく思います。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（藤野知之君）** ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、どのような観光施設であったのかというところでございますが、三和が三山館を取るに当たって、どのような効果をもたらすのかというところでございますが、三和サービスさんのほうの観光振興を図る上での内容としましては、ドッグランを生かしたドッグカフェの開設、また飲食スペースを自由に座席を利用できるフードコートスタイルを採用する。また快適に車中泊ができるRVパークの設置、これらによりますファンを、湖東三山館へのファンを増やして、さらにそのファンの方から情報を拡散してもらおうと。そういった形で情報発信を考えておられます。その情報発信の方法につきましては、ホームページ、インスタグラム、フェイスブック、ティックトックなどSNSを使ったものを利用して情報発信をされるというようなところで、提案のほうにはございます。

また、ふれあい本陣につきましては、三和さんが過去、どのような実績を残されてきたのかというところでございます。それにつきましては、施設が運営しましたのが平成30年8月1日、その5年間の指定管理ということでございまして、ここが第1期目ということでございます。その中で、なごみカフェを中心に事業を展開をされてこられました。毎月第3日曜日にはふれあいマーケットという地域の方々が集うようなフリーマーケット、またマルシェ等を実施されておられまして、なごみカフェについては地元の方々に愛される、よく御来店していただくような形で、地元との関係性もできているのかなというところもございます。

また宿泊施設につきましては、令和2年・3年とちょっとコロナ禍で落ち込んでお

りましたが、令和元年度並みの回復をするのではないかとということで、今のところは見込んでおります。

なかなかコロナの時期がありましたので、どのような貢献をされたかというのを一概に評価することは難しいところがございますけれど、今までそういった施設、平成30年より前につきましては中山道にそういった施設がございましたが、年間と言いますと、令和元年度ですと4万7,000人ぐらいが施設のほうの御利用いただいております。令和3年度につきましては2万人ということで、コロナの関係もありまして少なくともはなっていますが、新しい人の流れが中山道のほうにできたんじゃないかということで評価をしております。

湖東三山館につきましては、三和のほうからどのようなプランが出ているのかということでございますが、先ほどの御質問への回答と重複するわけですが、ドッグランを生かすためのドッグカフェの開設、また飲食スペースのフードコートスタイル、また、快適に車中泊ができるRVパークの開設などを今、提案として頂いております。

**○議長（村田 定君）** 公共施設最適配置推進室長。

**○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君）** 4点目の審査の関係で御質問を頂きましたので、私のほうから御答弁させていただきます。

審査につきましては、指定管理者選定審査委員会のほうで審査をさせていただいております。その審査の内容でございますが、まず大きく3つの審査の柱がございます。

1点目が、町民の平等な利用の確保ができるものであることということが1点目。

それから、2つ目でございますが、事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

3つ目が、事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有する者であること。これらが審査の大きな柱立て3つになっております。

その中に、それぞれまた審査項目があるんですが、これらの審査項目を審査会のほうで審査させていただいております。ポイントとしては、トータルで200点の点数の配点をさせていただいております。その200点の中で最低が満点数の60%ですので、120点以上の点数を取得、まず最低限していただいた事業者さんで最高の点数を取られたところに、今回、候補者ということで選定委員会のほうから候補者（案）ということで報告をさせていただいているものでございます。



**○議長（村田 定君）** 4番、澤田源宏君。

**○4番（澤田源宏君）** この湖東三山館あいしょうは観光情報発信施設ですよ。そのポイントは大きいのに、観光情報等が、そういうのは何もないですか。ただ事業内容とかを見るだけなんですか。事業内容とか営利目的だけやったら、別にコンビニでいい。コンビニ呼んできたら。お金は全然かかりません。コンビニやったら。

私が聞きたいのは、湖東三山館を観光情報発信施設と位置づけているんですよ。町がそこを運営してもらうのに、その項目が重点項目にないと。事業計画とか、ただの営利違うんですか。それやったら別に、コンビニに来てもらったらいいんですよ。何もお金要りませんよ。それを、どう思われているか、町長、お答えください。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** それぞれの御提案を頂いて、また、その審査の項目の中にも当然その情報発信ということは評価の点に入れているというのは、もちろんのことでございます。それに向けてはそれぞれが、しっかりとその点数を確保していこうということで、それぞれ皆さんが御提案を頂いているというところでございます。

**○議長（村田 定君）** 6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** 指定者管理制度というのは私、全協でも申し上げたんですけども、いっときブーム的に全国的に広がりました。そして今、これもまた全国的に、この指定者管理制度というのが岐路に立っていると言われております。

この町、愛荘町においても、どのような政策的政策目的でもって、誰に対してどのように観光を目指しているのかということ、本当にこの町が考えているのかというのが不安でなりません。そういったことの不安だからこそ、先ほど澤田議員もおっしゃったような、本当にコンビニでええん違うかというような意見も出てくるというようなことです。

この制度を適用、また評価する前に、この愛荘町の観光振興計画の基本理念、基本政策、施設の事業計画が体系的に確立され、内外に明確化されているのかどうかをお尋ねいたします。

**○議長（村田 定君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（藤野知之君）** 御質問にお答えいたします。

まず、町の観光施策につきましてですが、基本理念につきましては、活力あふれるにぎわいのまちづくりを基本理念といたしまして、現在の令和2年度から令和6年度

までの町の観光物産振興計画においては、体験型・交流型要素を取り入れた着地型観光の推進、また、観光客に選ばれ続けるためのオンリーワンの魅力を発信、愛荘町の魅力を再発見・新発見、観光ニーズに合った物産の開発と提供というものを目標に、「愛荘町でこんにちは 愛荘の魅力 再発見・新発見」をテーマといたしまして、地域資源の価値を再発見して、新たな魅力を新発見することで交流を生み出すということを基本方針としております。

また、先ほど申し上げました4つの目標ごとに主要施策、いわゆるアクションプラン的なものを8つ策定いたしまして、計画に基づいた施策を体系的に展開しております。

具体的に言いますと体験型・交流型要素を取り入れた着地型観光の推進という目標に対しましては、宇曾川周辺の自然・水の利活用、産業・歴史文化の体験交流プラン造成、中山道周辺地域の再活性化をアクションプランとしており、観光客に選ばれ続けるためのオンリーワンの魅力発信につきましては、観光資源の価値の理解を深めるビジュアル重視の発信、ストーリー重視のワンチーム化。それと、愛荘町の魅力を再発見・新発見につきましては、地域資源の魅力の住民への浸透、地域の歴史文化の伝導師育成。それと、観光ニーズに合った物産の開発と提供につきましては、地域食材を利用した新しい特産品づくり、こちらのほうをアクションプランとして定めて、その体系ごとに、計画に基づいた施策を体系的に展開しておるところでございます。

**○議長（村田 定君）** 5番、村西作雄君。

**○5番（村西作雄君）** 私も指定管理制度の原点に戻って何点か質問をしたいと思えます。

まず1点目ですけれども、指定管理施設の公募・非公募はもちろん町が報告するわけですけれども、この公募・非公募は行政内部で決めているのか、あるいは第三者も入れた公正な選定委員会で、この施設は公募としよう、非公募としようというのを決めているのか、どちらかお答えを願いたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 公共施設最適配置推進室長。

**○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君）** お答えします。

今ほどの、公募非公募についてでございますけれども、公募非公募につきましては、一番初めに、指定管理者選定審査委員会の中で、所管課を踏まえまして協議をさせていただきます。

特に今回に限らずですけれども、町内にあります各施設更新のときには、それぞれの施設に対して、特定の理由がある場合を除いて基本、公募というのがまず考えとしてありますが、施設の設立の理由や経過、それから公共性なり、利用者だけのサービスなのか住民全体へのサービスなのかなどを踏まえて、検討委員会のほうで図らせていただいて、公募・非公募のほうを決めさせていただいております。

**○議長（村田 定君）** 5番、村西作雄君。

**○5番（村西作雄君）** その選定委員会というのが役場内部での選定委員会なのか、第三者も入っておられるのかということをお知らせいただきたいのと、もう1つ、愛荘館の前期の選定がたしか公募で決められたけれども、観光協会1者しかなかったもので、そのまま契約というようなことになったというふうに私は記憶していますけれども、その今公募してきた施設を次の更新のときに非公募とする場合、私からすると、また、例えばその運営期間内に来場者が相当多くなって収益が上がったとか、いろんな評価する要因がすごくよかったということに対してやったら、そのまま非公募ということも考えられるのかなというふうに思っておりますけれども、私のような考えでいいのか。どのような要件が、公募施設から非公募とするのには必要と思っておられるのか、お答えを願います。

**○議長（村田 定君）** 公共施設最適配置推進室長。

**○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君）** まず1点目の、審査委員会で協議をさせていただいておりますというところの、外部委員が入っているのかどうかいうところですが、審査委員会につきましては5名の審査委員をお願いをさせていただいております、うち3名が外部の方でございますが、3名が外部の方でございます。

それからもう1点、公募していた施設を非公募にするといったようなところでということでございますけれども、今ほどちょっとお話をさせていただきましたように、今現在、町内に各施設ございます。それらの施設、おおむね公募という形で進めさせていただいております。

先ほどの御答弁の中でちょっと申し上げました基本は公募ということになりますので、更新のときに公募ということをお話をする前提でお話をさせていただくんですが、協議をさせていただくんですが、特定の理由等、それなりがあった場合については、逆に非公募ということも場合によってはあると考えております。

**○議長（村田 定君）** 5番、村西作雄君。

**○5番（村西作雄君）** 今回、三山館あいしょうの公募に当たっては3者が応募されて、その選定審査会で三和サービスを候補者として決められたということは報告を受けました。

先ほどから出ていますように三和サービスさんは、ドッグランカフェのドッグカフェの開設とか、フードコートスタイルを自由に座席が利用できるようにするとか、あるいは車中泊ができるRVパークを新しくつくるとか、結構多額の費用をかけて新たな5年間に取り組もうという提案がされたというふうに聞いております。

そういった中で、観光協会さんについては9年間近い運営実績があつて、その三山館あいしょうの使い勝手については、よく承知されているように思います。

そんな中で、観光協会さんは今度の5年間、どのような形で集客増を図ったり、収益増を図るという提案がされたのか。あるいはもう1者も来ていただいたようですが、もう1者の提案もあれば、紹介を頂きたいと思ひます。

**○議長（村田 定君）** 公共施設最適配置推進室長。

**○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君）** 今ほど御質問の中で、今回の議案に上がっております指定管理の事業者さん以外の提案内容ということでの御質問かなというふうに思ふんですが、審査会そのもの自体は非公開で実施をさせていただいております。

今回、三和サービスさんを指定管理者への指定ということでお願いをさせていただいておるんですが、現在審議中の案件でございまして、それ以外の事業者さんの提案というのをちょっとここで公表させていただくというのはちょっと控えさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、応募者さんそれぞれ、おっしゃっていただきましたように観光協会さんもこれまで9年近く、その施設を管理運営してこられたという強みもありますので、その審査会の中でのプレゼンであったりとか、そういったところで非常にいいアピールといたしますか、しておられたんだというふうには感じ取っておりますし、どちらかといいますと、3者それぞれがそれぞれ集客等なり、その施設の設置目的に合わせた提案をされておられたということではあります、どこが悪かったというのではなくて、それぞれの御提案いただいた内容の中で、今回の三和さんが評価されたというふうに我々としては取らせていただいておりますので、それ以外の事業者さんの今の提案内容については控えさせていただきたいというふうに思ひます。

**○議長（村田 定君）** 5番、村西作雄君。

**○5番（村西作雄君）** 最後の質問とします。

今回の指定管理について、今、提案をされているんですけども、万一この事案が否決された場合ですけども、そんなら次に観光協会さんというような形には私はいかないのではないかなというふうに思います。というのは、もう1者の参加もありますし、議会で否決されたら後の人に随契というわけでは僕はいかないのかな。もう一遍、公募をし直して、そして新たな提案をしていただいて、新たな金額も提示いただいてというような形を踏んでいくべきではないのかなというふうにも思うんですけども、来年4月からの指定替えに間に合うのかなという危惧もするわけですけども、万一の場合の考えについて、今、お願いをしたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 産業政策監。

**○産業政策監（北川三津夫君）** 万一、否決された場合の件というようところで御質問を頂いたと思います。

町といたしましては、この審査委員会におきまして、選定審査委員会におきまして、慎重審議の上、選定いただいた候補者を提案をしておりますので、これをお認めいただきたいと考えておりますが、万一、否決となった場合につきましては、議会の皆様の御意思を十分に確認させていただいた上で対応を図ってまいる必要があるのかなというふうに思っております。

次の指定管理期間が来年の4月からというようところになっておりますので、施設運営に支障が出ないようにというようところではございますが、時間的な制約がございまして、来年4月からの施設運営に支障が出る、最悪営業ができていかない可能性もあるという、懸念があるというようところでございます。

その後どうするのかというようところでございますが、まだこの議案が可決されると信じておりますので、現在、白紙というようところでございます。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** そもそも、要するに非公募とか公募であつてもいいんだけど、要するに非営利団体と営利団体に公募をするということ自体が、どういう認識であつたのかということでしょう。要するに非営利団体をお願いをしてきて、苦勞して苦勞して。私も所長さんに合わせてもらってしゃべりました。1人体制のときもある。

私だけが出勤する。明日、言わはったか、行った日。次の日。だから、その交代制を取って、2人の人を一生懸命交代させている。これではとてもとてもそういう傾注ができないと。事業施設運営の。だから、上げてもらわなければならないことになる。指定管理料は1,000万を届かなかつたら、公募しても誰も応募しない。そういう中で、結局は御無理を言って、非営利団体に御無理を言って施設管理をしてもらう。そういう努力をそういう団体。

もう1つ先ほどあったように、情報発信施設ですから行政がもっとそこにも関わらなきゃならない。指定管理しているから指定管理に頼むわと言うんじゃないかって、行政の関わり方がここには求められてきているはずだったんです。そういう行政の怠慢を脇に置いて、しかも非営利団体である観光協会だけにもものを求める。そこ自体が、考え方がおかしいというふうに、私は思っています。

同時に、急に今度は、観光協会の運営上どうしてもクリアをしなければならない、人員の安定した確保ということで、指定管理料を上げていただきたいという計画がなされたようです。しかし、そのことによって公募することによって参入者が出てくる。そんな滑稽な流れを皆さんは知っているわけで、そのことの配慮も何もない。自分たちの怠慢は棚に上げ、指定管理だけに、1者にだけことを、責めを求める。全くもって、許し難い。

このことを強く思いますが、町長、私のこの言動、一般質問も言いました。非営利団体に、私たちはまちづくりに力を借りています。町長もこれは認められました。しかもその上に乗っかって、行政は情報発信施設三山館を運営してきました。そういう配慮もなしに今回こういうことをやるのかということ。答弁を頂きたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 辰己議員がおっしゃっていただいた部分も、もちろん御意見として、それもしかるところがあるというふうに住じます。

一方、今回のこの選定の審査会等ともでございますけれども、いろんなことを鑑みながら、もちろんその選定に真摯に臨んでくださってというところでのものがございます。ですので、それぞれに関係してくださったそれぞれの御貢献ということに、本当に感謝をしながらというところでございます。

本当になかなか、地域への今までの長い歩みということがおっしゃっていただいているのも、それはそのとおりだというふうには思うものがございます。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番竹中です。今回の指定管理制度、私もこの議案書が提出されるまでに、全員協議会なり、皆さんとお話をする場が何回となくあったというふうに思っております。そういいながら、私は、4年前ですよ。今現在の有村町長が当選した年、よくあなたが覚えておると思いますが、5月17日全員協議会の場で、私はその日に欠席をいたしました。親族の関係の法事があつて。その日にあなたの言った言葉は、愛知郡役所のものづくり指定管理制度のような前向きなときに、あなたは、一旦立ち止まって見直すというようなことを発言されたと。私はその夕方に帰ってきてその件も伺って、なるほどなど、まちづくりを目指す町長にしては、してはて、ちょっと言葉が語弊になりますけれども、なかなかまちづくりに邁進をするんだなど。若くても。

そうこう言いながら、今回のこれも、今から5年前ですか。この三和さん。この方が1者しかなかったと、公募で、当時。このときに、三山館はボランティア組織であるあいしょうの秦荘の、今の観光協会に御無理を言って、何とか助けていただきたいという当時のいきさつも、町長ではなかったけれども、そういういきさつがあります、歴史の中では。そういった中を十分に、あなたが町長として、この町の首長として、十分にまちづくりに邁進する中で、今回このようなことをなされてきたということについては、いろんな仕組みはあつたろうけれども、やはり三山館に、私はついては、十分なあなたのお気持ちが、町民に届いていないと。あまりにも町長は愛荘町のまちづくりを知らな過ぎる。私はそのように受け止めております。あなたの言っていることと実際に起こっていることが正反対であると。私もあなたを推した1人の議員として、このようなことで、今後、愛荘町の町は決して私はよくいかないと思っております。

まだこれから大事な庁舎一本化なり、いろんな面でまだまだ詰めていかななくてはならない問題が山積しておるんでありますよ。こういった中でこのようなことで蹴つまずくというようなことは、町長として本当のまちづくりに邁進できるんでしょうか。私は、この件については、非常に苦慮をしている1人としながら、大変、担当課も、何か議員のところへ回った。私のところも名刺2枚置いて、留守であつたけれども置いてあつた。こういうようなことで、あなた方も勤務中にも歩いたというような、

ちょっと余談な話になりますけれども、それも問題の1つでありますよ。そこへたどり着くまでに、あなた方らの町長に対しても内部の協議にしても、もっと発言力を持っていただきたい。何でも上から目線というようなことで、はいというようなことは私は町にはよくならないよと思っております。答弁を頂くのはどなたか分かりませんが、こんなことで、まちづくりが本当に行くんですか。ちょっとそれをお尋ねしたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今ほども竹中議員からそのまちづくりに向けてということでの御意見を頂きました。

いろいろな御意見の皆様、もちろん私ども議会の皆さん、私もそうでございますけれども、いろいろな地域の期待や思いというところを最終的にまとめ上げていくというのが私たちの立場でございますので、いろいろな視点等々入れながら、最終の御判断を頂きながら、また、町をよりよくしていきたいというふうに、真摯に思っておりますのでございます。御意見も本当にありがとうございます。

**○議長（村田 定君）** ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村田 定君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番竹中です。議案第52号 湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについて、反対の立場から討論を申し上げたいと思います。

今後、本町を観光客から選ばれる観光地としていくためには、愛荘町にある過去からの魅力や、他の観光地にはない独自性など、観光地としての愛荘町の強みを客観的に見据え、磨き上げる取組が必要となってまいります。

多くの観光客に当町を訪れてもらい、またリピーターとして訪れてもらうためには、観光協会や観光事業者、観光関連団体、行政だけでなく、地域全体での取組が大変重要であり、住民が自らの地域を誇りに思い、盛り上がっていく機運が高まってこそ愛荘町の魅力を発見できるのではないのでしょうか。

1つの例にとって恐縮ですが、本町観光協会については、昭和47年8月に秦荘観光協会として設立されてから、今日の一般社団法人愛荘町観光協会にならなれるまで



約50年間、本町の観光振興に御尽力され、観光資源の保全開発に関する企画・調整、観光施設等の環境整備の拡充、観光物産振興並びに物産等の販売促進や開発、また観光PRや観光誘致等々、我々官公庁とも密接に関わっておられる法人団体であります。

私の思いとして、愛荘町観光物産振興計画にもありますように、愛荘町観光の強みである自然環境や伝統工芸、産業、歴史や文化、風習、観光資源や観光施設、そして社会アクセスを向上させた湖東三山スマートインター等の内容を過去より熟知し、かつ、従来より本町観光分野に精通した業務委託こそ最も理想であるのではないのでしょうか。

今回の選任方法は、一般的な理想案を基に選考委員会で選任されたと聞き及んでおりますが、本町にとって将来像が見えず、とても過去からの地域特性を熟知しているとは思いません。

よって今回の案件は、将来の本町にとっても大変重要な問題であることから、いま一度立ち止まり、選任方法を再度議論する必要があるのではないかと考えております。

議員各位におかれましても、このような状況を御理解の上、御賛同賜りますよう、お願い申し上げます、反対討論といたします。

以上であります。

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありますか。5番、村西作雄君。

**○5番（村西作雄君）** 5番村西です。私は、議案第52号 湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについて、賛成の立場から討論します。

平成26年11月からオープンした本施設の指定管理は、平成26年8月から、町観光協会にお願いして以来、新経営プランの策定による1年間の指定管理の更新も含め、2回の更新を経て、今年度末で9年が経過します。

当初の管理者決定にあっては希望者がなく、町が観光協会にお願いされたことは十分承知をしております。

そもそも指定管理者制度とは2003年の地方自治法の改正により始まったもので、公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらうことで、自治体の運営に比べ企画・アイデアを生かし、より集客を図り、利用者の満足度を高めるねらいがあります。また、選定手続を公募とすることで、民間事業者の競争原理に基づき、自治体の経費縮減につながる可能性も言われています。

けんこうプールは、指定管理者制度で成果を上げた最たる施設で、コロナ前は町費

の持ち出しをしない施設となっていました。

本三山館の令和2年度からの3年間の3期目の指定管理者の選定に当たっては、広く公募方式を取られたものの観光協会1者の応募しかなく、3年間、令和4年度までの指定管理を受けていただいたのは周知のとおりです。

今回、指定管理者制度の趣旨に鑑み、事業者の公募をされ、現指定管理者の観光協会をはじめ2者、都合3者によりプレゼンテーション並びにその審査を弁護士、公認会計士、大学教授等5人による審査会により、今回提案の株式会社三和サービスを向こう5年間の指定管理業者の候補者に選定されました。

私は、今回の業者選定においては、プレゼンでの利用者の増加、利用促進で1つ目にドッグカフェの開設、2つ目に飲食スペースのフードコートスタイルの採用、3つ目に新しい旅スタイルの車中泊が可能なRVパークの開設など、新たな取組を提案された株式会社三和サービスが審査員の評価を得られたとの報告を受けました。

これらには相当の初期投資が必要とのことでありますが、町には負担をかけず、5年間で受託者が償却するとのことであります。

指定管理者の決定に当たっては、事業の趣旨からして基本、公募が原則とされており、過去9年間の観光協会の運営が成果を上げており、今後5年間も同協会以外あり得ないと行政や議会が判断した場合、非公募ですべきだったと考えています。観光協会には、月1回の朝市の開催など、集客に努力いただいていることは否定することではありませんが、非公募とするにはインパクト不足が否めないと私は思っています。

令和2年度の3期目の選定では既に公募しており、今回、4期目の公募については、行政も公正に判断された公募であったと認識しております。その公募選定の公正な結果を議会として否定反対することがあつては、参加企業に対してや審査委員の皆さんに対して町の信用問題にも関わり、好ましくないことではないかなというふうに考えています。それなら、4期目は非公募ですべきと、行政にもっと早く申出すべきだったと思います。

議員各位には本年3月15日、予算・決算特別委員会、総務産建委員会で、4年度に三山館の公募選定業務を行うとの報告がされています。それを受けてアクションを起こすべきであったと考えます。

しかし、今回、今の質疑で、公募・非公募の決定にあつても、行政だけで決められず、公正な審査会で決定されるということでありました。また、今回の公募に当たっ

ては、運営時間、運営方針、指定管理料の上限等、町がこれだけは守ってほしいと仕様書を示し、その仕様を理解の上、3者が参加参画されたものであり、その参加者が一般社団法人であっても株式会社であっても、私は考慮するものではないと考えております。

さらに今回の補正予算（第7号）には、湖東三山館あいしょう指定管理料、令和5年度から9年度まで6,864万円が債務負担行為として上げられています。万一、議案第52号が否決となった場合、当然、指定管理業者は決まらないこととなり、5年間の指定管理料総額6,864万円が変わる可能性もあり、この予算の組替えも必要となり、補正予算7号にも影響が及ぶ可能性があることもお含みいただきたいと思えます。

なお、三山館は町の東の玄関口であり、町の観光振興拠点施設としての位置づけもあることは十分承知しております。指定管理者が観光協会から三和サービスに変わったとしても、決して観光協会をないがしろにするのではなく、むしろ今以上に協会をタッグを組みながら、また、ふれあい本陣と2館の連携した施設管理の効果を生かしながら、町の観光振興に寄与いただけることを期待するものであります。

こうしたことを鑑み、議員各位におかれましても、議案52号に賛成いただくことを熱望し、本案に対する賛成討論といたします。

**○議長（村田 定君）** ほかに討論ありませんか。6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** 私は反対の立場で討論させていただきます。

今ほど村西議員が賛成の立場で、指定管理制度についていい面をおっしゃっていただきました。そのいい面を多くの自治体が、考え、やった経過、今、岐路に立っている。そのデメリットと申しましょうか、そこが言われてなかったような気がいたします。

指定管理制度は2003年の6月に地方自治法改正地方自治法改正によってできた公の施設を管理運営に関する新制度でした。民間企業に門戸を開放し、民間のノウハウを生かし、機能や魅力の向上を図るのは狙いですが、単なる簡単にコストダウンとか、安易に民間の力だけを重視されると、公の施設としての機能が逆に下がってしまう可能性がある。このことは、皆さん御存じでしょうか。

この制度は、自治体の施行や町の政策能力が如実に現われる制度として、町長、認識されていますか。

そして何より、いま一度考えていただきたいのは、本当に今あるのは、その歴史また経過から考えていただいて、湖東三山館が今現在存続しているわけです。

何度も私は言うておりますけれども、営利企業、これはプロですね。プロの団体とボランティア団体、手弁当で集まっている素人集団、それを同じフィールドに乗せて点数で競い合わす。それが本当に公平と言えるのでしょうか。本当の公平性はしっかりと担保をしていただかないと、観光協会及びボランティアで手弁当でやっている人たちは本当に困ります。

このことを踏まえて、私は反対いたします。どうか御賛同をお願いいたします。

以上です。

**○議長（村田 定君）** ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** これで討論を終わります。

これより議案第5 2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 起立少数です。よって、議案第5 2号 湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについては否決されました。

---

### ◎議案第5 3号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村田 定君）** 日程第5、議案第5 3号 中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。本案についての提案理由の説明を求めます。産業政策監。

**○産業政策監（北川三津夫君）** 議案第5 3号 中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて御説明を申し上げます。議案書の7ページをお開きください。

中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第2 4 4条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。1、公の施設の名称及び所在地、名称、中山道愛知川宿街道交流館、所在地、愛荘町愛知川3 8番地2。2、指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名、(1)所在地、岐阜県岐阜市西鶉1丁目5 2番地、名称、株式会社三和サービス、(3)代表者、代表

取締役 林 正和でございます。3、指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 私は、ただいま採決のありました湖東三山館の問題について、いろんな意見が出ておりましたので、それらを含めて簡潔に質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、5年間で1億4,026万円という指定管理料ですが、この算出根拠についてお聞かせをいただきたいと思います。

時間がかかるようでしたら、続けて申し上げます。この選定委員会の中ではこの1億4,000万何がしかの上限があったと思うんですけども、下限はなかったのですか。というのは、私は全員協議会の中でも申し上げましたが、というよりも、この指定管理制度というのは、そもそも、町が管理運営をするよりも、民間企業の感覚や手腕を取り入れて、効率的に、より安くする方法を狙っているという、大きな目標があるのではないのかなと思うんですけども、全員協議会の中でも申し上げましたように、私どものゲストハウスを管理している者に問い合わせましたら、あれ全部管理したら幾ら払うんですかって言われました。いやいや、5年間で1億4,000万円もらえるんよって。へえってびっくりしていました。この1億4,026万は、先ほど来申し上げておられましたような中山道のにぎわいのための非営利的な事業やとか、経済効果からいえばマイナスになるような効果に使わないかんから、そんだけ出しているという具合に私は説明をしたんですけども、あまりにも高いという具合に思います。

それともう1つ、この三山館及び交流館についての採決に先立ち、勤務時間中に、先ほどもありましたが、職員が議員各戸に、私どものところには賛成を求めてという形でしたけども、いろんな形で回られたということでございます。以前にも町長は、庁舎問題についても、職員を伴って議員の家を個々に回られております。副町長はこのことについて、何が悪いのですか、何か問題があるんですかと、同僚議員に聞かれたようでございますけども、今後とも、有村町政では、こういう政治手法をもって事を進めようとしておられるのか。それについてもお聞きをしたいと思います。

町長、よろしく願いいたします。

**○議長（村田 定君）** 産業政策監。

**○産業政策監（北川三津夫君）** 何点かありまして、私が答えられるところをちょっと答えさせていただきたいと思います。

5年間の指定管理者の算出の根拠でございますが、現在の指定管理料も参考にさせていただきながら、この人件費がたくさんかかるというようなところで、そういった人件費であるとか施設管理費というの、算出をさせていただいております。そして上限はあったけど、下限はというようなことがあったと思うんですが、おっしゃるとおり上限、この金額以内というようなこの上限は示させていただいておりますが、下限を設定しているものではございません。

勤務期間中に回ったというようなところの部分につきましては、さきの全協で大変皆様方から貴重な御意見も頂きながら、2回ともこうたくさん時間が、かかりました。もう少し御意見をお聞かせをさせていただきたく、勤務時間というようなところもありましたが、金曜日と土曜日というようなところで回らせていただいたところがございます。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今ほどお尋ねの件でございますけれども、それぞれ議会の皆様と色々な意見交換をしながらというケースにおいての、全員協議会がその場だというふうにはもちろん捉えておる中において、それぞれ、その政治手法ということでもおっしゃっていただきましたけれども、いろんなケースごとの対応の形もあるのかなというふうには思っております。

愛荘町においては、あまりそのようなことになかったというようなことは後ほど伺ったところがございますけれども、私の理解しているところにおいては、やはり議会の皆様は、この議決ということその意思の表明ということをしていただけるという権能をお持ちでございますし、また私どもは様々行政機構として、これは特別職ということのみならずでございますけれども、その議案ということを御可決いただけるように、汗をかいていくということは大変自然なことだということでございますし、このようにしているというのは、どちらの自治体、いろんな機構においても、なさっていることであるということでございます。

それぞれ、お邪魔をしてそれぞれに御意見を直接伺って、また、それを特に担当の責任を持っていてくれるメンバーが伺うということも、この事柄に関しては自然

なことであるというふうには私は捉えておるものでございますけれども、先日の全員協議会においては、なかなかお家のほうに来ていただくというところに関しては、今まで未経験というところも含めて、ちょっと驚くところもあるよということでも御指摘を頂いているということは伺っておりますので、いろいろ直接、私もお目にかかってということは、よいことであるのかなというふうには私は思っておりましたんですが、ちょっとなかなかそういうような御理解を賜るということでもないということでもございますので、また、全員協議会という場は大変大事なところかなと思っておりますけれども、また、ケースケースで、こんにちっては私が上がったというそういうことはあるのかなと思っておりますけど、それも含めて、ケースごとのことなんだろうというふうには思います。ありがとうございます。

**○議長（村田 定君）** 7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** それでは、まず算出根拠について。けんこうプールについては、ほぼ町の持ち出しがなくても指定管理が行われているいい事例だという具合にさきにも述べられました。私も、できるだけそうあるべきだなという具合には思っておりますが、この金額については、これは幾ら以下やったら加点されていくとか、一番安かったら、単に5ポイント入るとか、そういう選定の仕方やったのですか。

例えばこれを無料で管理しようというようなところが出たとすればですよ。私は、いろんな案件をすればそういうのはなかなか難しいという具合には言っておりましたけど、それは大きく点数が上がるのか、単にそれはもう5ポイントだけになるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 公共施設最適配置推進室長。

**○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君）** 指定管理料にかかる審査の点数のポイントということですが、まず、確かに指定管理料が安けりゃ安いほどいいのかなとは思いますが。ただ、指定管理制度として出ささせていただく以上、町のほうからゼロというのは、まずございません。今回、言っているほうのけんこうプールにつきましても、指定管理者、現行のほうからの提案ということで、この計画期間の中で、指定管理をだんだん減らしていきますということでの提案であったということで、ちょっと御理解いただけたらなと思います。

それで、ポイント、審査の中の点数のポイントですが、先ほど指定管理の選定基準の中でポイントは全部で200点ということで申し上げさせてもらいました。そ

の中で、指定管理料に係る部分については、20ポイントでございます。複数の応募があった場合に、募集要項の中で指定管理料の上限というのを明示させていただいておりますので、それより上やったらあかんですけれど、それより下の価格を入れて、入れてくれはるといいますか提示されてこられます。それが複数あった場合には、一番安いといえますかという方のところが20ポイントを取られて、その安い方と、その後、複数あった場合の個数、例えばB社とかC社のところの金額との比率分を20ポイントの比率、20ポイントにかけさせていただいて、19点とか18点とか、いう形でポイントがつくという内容になっています。

**○議長（村田 定君）** 7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 3回までということですので、これで最後にいたします。

大変、先ほど来より、先ほど来といえますか、常々、財政状況が厳しい厳しいという話が出ております。私は、町民の貴重な税金は少しでも効率よく使うべきであるという具合に、痛感をしております。そういう意味から、やはり指定管理料については、なるべく安くなるような選考方式をとるべきでないのかなという具合に思います。

また先ほど来、町長はケース・バイ・ケースで各議員のところには回るというようなお話がございました。私は当然、町長とのコミュニケーションは大事なものだとは思いますが、1つの提案や議案に対して、各戸の議員のうちを見回るの、私は、私の感じている政治手法としては好ましくないのではないのかな。やはり、多くの議員のいる全員協議会の前で堂々と述べていただけるのが一番ありがたいという具合に、これはお願いをいたします。町長、今後もそういう手法を持っていかれるようですけども、それについてはお願いをいたしますので、ぜひともお聞きをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今後もそれを使っていくのかどうかというのは別にそこまでのところなのかなというのはしますけれども、もちろん全協という場がそれは一番、皆さんで一体として議論を重ねられますから、それは大変良いというふうに思っていますし、また、議員の皆さんにも私もちょっといろいろお願ひして議員もどちらおられます言うて、これはちょっと一遍しゃべりましょうかというようなときとかにまた来ていただくと、それはまたうれしいですし、そんなようなコミュニケーションができるといいなというふうに思っています。



ただ、それは上田議員のいろんな今までの御経験の中でということ、私も経験の中でということをおよそ御報告申し上げると、やっぱり国においてもこの法案はやっぱり何とか丸にしていかなきゃいけないというときは、それぞれの省庁のやっぱり局長クラスであったり審議官クラスが各議員のところへやっぱり行かれるんですよ。そういうようなことというのは、大変やっぱり、この法案はやっぱり省庁として絶対通さんといかんという官僚としての思いということでは、私にいらっしゃるということに、私は触れてもきましたし、それは例えば県であったりしても、やっぱり部長クラスがそれぞれの議員に、県下全部広いですから、この件に関しては彦根まで行こうかとか、この件に関して高島まで行こうかということは部長もなかなか難しいんでしょうけれども、県庁にいらっしゃるときにそれぞれ部長がこの議案に関してはこうこうこうですと言って、それぞれの議員とコンタクトを取られるというのは、普通の自然なことだと思いますので、ぜひそういうところに関しては、御報告共有をさせていただければと存じます。

また、引き続きいろんな部分でコミュニケーションを取らせていただければ大変ありがたいと存じます。

**○議長（村田 定君）** 6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** 大きな国の話を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

私この愛荘町、本当に昨日の一般質問でも言っておりますけれども、PDCAサイクルを本当にやっているんですかと。特にCとA、評価と改善。これ今5年間、民間会社、名前を言うと三和サービスさんにやっておられて、本当に評価、どのような評価をされて、どのような改善を申し出ておられるのか。そこが全く見えないんですよ。

そこで、先ほど議案52号のときに、愛荘町の観光振興の基本理念をお聞きしました。活力あるにぎわいのまちづくりと。中山道5年間やって、活力あるにぎわいのまちづくりができるのかな、基本理念に合っているのかなと。

そしてもう1つ言われたのが、オンリーワンのまちづくり、オンリーワンという言葉を使われました。オンリーワンだったら、そこじゃないのと違うかなと。理念に合っていないような、私気がしてならないんです。

だから、いろいろ申しましたけれども、まず、本当に評価はどのようにされているのか。そして、その評価から改善をどうされているのかということは、本当に今回の

この指定管理だけじゃないんです。庁舎一本化にしてもそうなんです。PDCAサイクル、総務省から言われているんでしょPDCAサイクルをなさいと。して前へ進むんですよと。そこを無視して、評価も改善もしなくて、ただ最初に決めたことをやる。本当にだから頑迷的な物の進め方なんですよ。これでは進みたくても進めないんですよ。進みましょうよ。どんどん進みましょうよ。頑迷的なことはやめてください。

だからその点だけ。PDCAサイクルをしっかりとやっているのかどうか、そして基本理念に本当にあっているのかどうか、その2点、お聞きしたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（藤野知之君）** PDCAサイクルの関係でございますが、毎年、指定管理者に対してモニタリングを行っております。それは担当課のほうで聞き取りをいたしまして、最終には、先ほどの指定管理者の審査委員会のほうで、御評価いただいて、こういうところがよかった悪かったというような指摘を頂いております。

三和サービス、中山道愛知川宿街道交流館のモニタリングにつきましては、一応審査委員さんからは、一応、Cで良好の評価を頂いており、こちらについては町のホームページでも公開をさせていただいているところでございます。特に、おっしゃられているのは、宿泊につきまして、コロナ禍の影響もあるんですが、喫茶とかその辺は努力が見られるというようなところでございますが、宿泊については、近江上布伝統産業会館でやっています機織り体験等の連携をしながら、宿泊、その辺も努力は見られるんやけれども、もうちょっと宿泊事業については取り組んでいただきたいというようなことを言われております。その辺につきまして、三和サービスのほうとも話をしておりますし、例えば泊まるだけじゃなくって、ほかに何かもう1つ、食事をつけた体験型というか、1つのコースみたいな感じで売り出してはどうですかとかというような提案をさせていただいております。そういったようなやり取りをさせていただいております。ちょっとコロナ、コロナというところなんですけれども、令和2年・3年と、宿泊者につきましては大きく落ち込んだところがありますが、今年につきましてはちょっと回復傾向にあると、宿泊者につきましてはというところでございます。

**○議長（村田 定君）** 6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** 評価が良好だったということで、宿泊は非常に、私も全協で申し上げましたけれども、非常に難しい点がございます。

情報発信施設、地元というようなことでしたら、僕はもっと地元のものを使って、もう何遍も言うていますが、企業名出していいのか分かりませんが、岐阜のパンを仕入れてきて岐阜のパンを売るんじゃないしに、愛知養護学校でパンをつくっておられますので、そういったところとタイアップして販売できないかとか、もっと地産地消といいましようか、地元のことがあって評価をされているんならいいですけど、今のやり方で評価が良ということでしたら、ほんなら改善の必要はないと。宿泊にやや改善の余地はありというような評価になったのかもしれませんが、その評価でいいんですか。本当にそれがP D C Aサイクルの評価に合ってるのかなと、私は少し不安に思います。

だからしっかりと町が、この町だからできるオンリーワンのまちづくりとかオンリーワンの観光振興ということを考えるのであれば、この町だからできる地元の特化した身の丈に合った無理をしない観光、そこにやはりかじを少し変えるべきだと思います。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 私は当初より、手続に基づいた選考委員会をされた結果について、反対をすることには大変躊躇をしておりました。それでも、これだけいろんな意見が出ているわけです。ですからまず、もう一度考え直すという意味から、一旦これに、この案については否決をして、もう一度、一から考え直していただきたいという意味から、反対をさせていただきたいと思います。

また、宿泊施設については、うちの管理をしている業者でしたら、空いていれば2時間前でも受入れは可能ですよ、そういうシステムをしていますよと言っております。いずれのところが取られても、そういう意味ではいろんなアドバイスができるのではないかと思いますので、この問題については、一旦、一から考え直すという意味合いからこの議案を否決したいと思いますので、関係各位といたしますか、議員の賛同をお願いいたします。

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありますか。5番、村西作雄君。

**○5番（村西作雄君）** 議案第53号 中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、賛成の立場から討論します。

平成30年8月にオープンした本施設の指定管理は、株式会社三和サービスが公募により選定され、平成30年4月の基本協定締結から現在に至っており、今年度末で5年となります。

今回、指定管理者制度の趣旨に鑑み、事業者を公募され、現指定業者の株式会社三和サービスをはじめ、2者によりプレゼンテーション並びに審査を弁護士・公認会計士・大学教授等5人による審査会により、今回提案の、株式会社三和サービスを向こう5年間の指定管理業者の候補者に選定されました。

今回のプレゼンでは、月1回のふれあいマーケット、朗読、子供英会話、ヨガスクールなどのほか、起業家交流会の新たな取組や、なごみカフェの地元食材へのメニューを増やすなど、提案をされているところであります。

今回、この公募選定の公正な結果を議会と否定、反対することがあつては、町の信用問題にも関わり、好ましくないと私は思います。

さらに今回の補正予算第7号には、中山道愛知川宿街道交流館指定管理料、平成5年度から9年度までの5年間、1億4,026万円が債務負担行為として上げられており、万一、議案第53号が否決となった場合、この予算の組替えも必要となり、補正予算7号にも影響が及ぶ可能性があることをお含みいただきたいと思います。

なお、街道交流館は中山道の町の観光振興拠点施設としての位置づけもあります。株式会社三和サービスには今以上に協会とタッグを組みながら、町の観光振興に寄与いただけることを期待するものであります。

こうしたことを鑑み、議員各位におかれましては、議案53号に賛成いただくことをお願いし、本案に対する賛成討論といたします。

**○議長（村田 定君）** ほかに討論ありませんか。6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** 反対の討論から意見を述べさせていただきます。

指定管理者制度の導入は、単なるコストダウン論とか民間論にとどまることなく、根本的な視野からもう一度アプローチをし直すべきだと考えます。

指定管理制度の運用に当たっては、経済性や効率性でなく、何のために、公益性、何のためにそして誰のために、対象、誰のためにという対象という政策的使命、ミッションを明確にすることが前提になると思います。新たな、政策的有効性という価値

観概念も視野に入れなくてはならないと思います。そんなことが、しっかり本当に考えられているのかなと心配しております。

先ほども申しましたけれども、この町だからできる、地元の特化した、身の丈に合った、無理のしない観光を目指すべきだと思って、私は反対といたします。

以上です。

**○議長（村田 定君）** ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村田 定君）** これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立少数であります。よって、議案第53号 中山道愛知川宿街道交流館の指定者管理の指定につき議決を求めることについては否決されました。

---

#### ◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村田 定君）** 日程第6、議案第54号 愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターならびに愛荘町立福祉センターラポール秦荘はつらつドームの指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** それでは、議案第54号 愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターならびに愛荘町立福祉センターラポール秦荘はつらつドームの指定管理者の指定につき議決を求めることについて御説明申し上げます。議案書の8ページをお開きお願いいたします。

愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターがポール秦荘いきいきセンターならびに愛荘町立福祉センターラポール秦荘はつらつドームの指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称及び所在地、名称、愛荘町立福祉センター愛の郷、所在地、愛

荘町市731番地、名称、愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター、所在地、愛荘町安孫子1216番地1、名称、愛荘町立福祉センターラポール秦荘はつらつドーム、所在地、愛荘町安孫子1216番地1でございます。

2の指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名でございます。まず、所在地でございますが、滋賀県愛知郡愛荘町市731番地、名称、社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会 代表者会長 北村太一郎でございます。

指定の期間でございますが、令和5年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、議案第54号 愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターならびに愛荘町立福祉センターラポール秦荘はつらつドームの指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村田 定君）** 日程第7、議案第55号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

**○教育次長（上林市治君）** 議案書の9ページをお願いいたします。

議案第55号 契約の締結につき議決を求めることについて説明させていただきます。

次のように、変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により議決を求めるものでございます。

まず、変更の理由でございますけれども、愛知中学校校舎棟大規模増改築工事におきまして、予期することのできない急激な物価高騰により、請負代金が、不適當となったため、契約条項により請負代金金額の変更をお願いするものでございます。

1、契約の目的。令和元年度工事第30号 愛知中学校校舎等大規模増改築工事(建築)でございます。

2、変更契約の金額。変更前の契約金額19億2,262万2,900円。変更後の契約金額19億3,969万6,000円。

3、契約の相手方。住所、滋賀県蒲生郡日野町松尾五丁目1番地、氏名、奥田・伊藤建設工事共同企業体 代表取締役 北川昭市でございます。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

**○議長(村田 定君)** これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番、上田太治君。

**○7番(上田太治君)** 私は、今般といたしますか、コロナやウクライナの紛争等で、物価が急激に上昇していることは十分承知しておりますし、この問題についても十分理解をしておりますが、それでは、急激なデフレになったときにも、こういうふうな契約議決の変更はされるのか、そのことについてのみお尋ねいたします。

**○議長(村田 定君)** 教育次長。

**○教育次長(上林市治君)** デフレになった場合にはどうかということでございますけれども、今回、契約約款というのを交わしております、その第25条第6項でございますけれども、予期することのできない特別の事情により工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額に著しく不適當となったときは、発注者は請負代金金額の変更を請求することができるということで、定められているものでございます。

**○議長(村田 定君)** ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村田 定君） これですべて質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第55号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。再開を4時5分とします。

休憩 午後3時51分

再開 午後4時05分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行います。

---

### ◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第8、議案第56号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）を議題にします。本案についての提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案第56号を御説明をさせていただきます。別冊、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第56号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）。令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,972万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億2,088万円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正で、第2表 債務負担行為による。



補正予算書4ページをお願いいたします。4ページでございます。

第2表 債務負担行為10件でございます。

上段から、まず、1件目でございます。自家用電気工作物保安管理委託業務といたしまして、期間は令和5年度、限度額は628万4,000円でございます。

2件目、庁用バス車両運行管理委託業務、期間は令和5年度、限度額は970万円でございます。

3件目、旧愛知川警部交番・旧愛知川官舎解体事業、令和5年度で、限度額は8,876万7,000円としております。これは旧警察官舎を今年度取得しましたので、隣の旧愛知川警部交番と一体的に解体をするため、令和4年度中に入札、契約をさせていただき、令和5年度から工事着手できるよう債務負担行為をお願いするものでございます。

4件目、福祉センター愛の郷および福祉センターのポール秦荘いきいきセンターならびに福祉センターラポール秦荘はつらつドーム指定管理料、期間につきましては、令和5年度から令和6年度まで、限度額は1億8,860万1,000円でございます。これは議案第54号の指定管理者の指定につき御議決を頂きました案件の債務負担行為でございます。

5件目でございます。結核健診事業といたしまして、期間は令和5年度、554万4,000円。

6件目、健康増進事業といたしまして、これについては、期間、令和5年度、上限が2,040万3,000円となっております。

次、7件目でございます。湖東三山館あいしょう指定管理料、期間は令和5年度から令和9年度まで、上限額は6,860万4,640円でございます。これは先ほど議決に至りませんでしたけれども、債務負担行為につきましてはそのまま計上をさせていただきます。湖東三山館あいしょうにつきましては、指定管理者制度として引き続きお願いすることに町としても変更ございませんので、債務負担行為の部分はそのまま計上をお願いするものです。もし限度額や期間に変更が必要となった場合につきましては、次の指定管理者の指定の議決をお諮りするタイミングにおきまして、補正をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

続きまして、8件目、中山道愛知川宿街道交流館指定管理料、期間、令和5年度から令和9年度まで、上限が1億4,026万円となっております。この指定管理料

につきましても、湖東三山館あいしょうの指定管理料と同じ理由でそのまま計上のほうをお願いをするものでございます。

次、9件目でございます。個別学習ドリルライセンス購入業務、期間は、令和5年度、上限が323万4,000円。これにつきましては、小中学校において1人1台の端末タブレットを使い、1学期使用時からデジタルドリルを活用するものでございます。

最後、10件目で、幼稚園小中学校健診事業で、期間は令和5年度、上限が560万4,000円でございます。

以上が債務負担行為についてですけれども、業者等の選定事務に入る必要があることからお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の事項別明細書の7ページをお願いをいたします。

それでは、まず歳入からでございます。

上段から、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金347万7,000円の追加につきましては、障害者自立支援給付費負担金の増加に伴うもので、国庫負担率は2分の1でございます。

下段でございます。2項国庫補助金2目民生費国庫補助金76万2,000円の追加は、地域生活支援事業補助金の増加で、補助率は2分の1でございます。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金173万8,000円の追加につきましては、障害者自立支援給付費負担金の増加によるもので、負担率は4分の1となっております。

2項県補助金2目民生費県補助金3節老人福祉費補助金1,000円の追加につきましては、低所得利用者対策事業費補助金でございます。

下段4節障害福祉補助金38万1,000円の追加につきましては、地域生活支援事業補助金、下段7節児童福祉費補助金65万2,000円の追加につきましては、多子世帯子育て応援事業費補助金10万5,000円、物価高騰対策事業費補助金52万9,000円、保育士等奨学金返還支援事業費補助金、1万8,000円でございます。

続きまして、8ページをお願いをいたします。

3項委託金2目民生費委託金28万8,000円の追加につきましては、医療的ケア児通学保護者支援事業の創設によるもので、県の10分の10となっております。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては3,475万

9,000円の追加となっておりまして、財源調整によるものでございます。

20款諸収入5項雑入5節雑入767万1,000円の追加は、後期高齢者医療広域連合負担金返還金に伴う増額でございます。

以上が歳入となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。歳出でございます。

上段から、2款総務費1項総務管理費5目財産管理費10節需用費512万3,000円の追加は、両庁舎の電気代の高騰に伴い増加するものでございます。

下段でございます11目地域安全対策費10節需用費68万6,000円の追加は、防犯灯に係る電気代の高騰と5本の新設分に伴う増額でございます。

次に、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費11節役務費16万9,000円の追加につきましては、マイナンバーカード取得者の増加により、コンビニ等での証明書取得が増えたことによる手数料の増額となっております。

その下、12節委託料23万8,000円の追加につきましては、マイナンバーカード普及促進に伴う委託料を増額するものでございます。

続いて3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費18節負担金補助及び交付金3,000円の追加につきましては、生活困難者社会福祉法人等サービス利用軽減補助金の計上によるものでございます。

その下8目障害福祉費12節委託料28万8,000円の追加につきましては、医療的ケア児通学保護者支援事業委託料として、特別支援学校に在籍する児童・生徒のうち、通学途中に医療的なケアが必要な児童・生徒の保護者支援に要する経費の計上といたしまして、県の10分の10の補助となっております。

19節扶助費848万円の追加につきましては、補装具費助成及び日常生活用具給付費の利用者の増による扶助費の増額、これは国の2分の1、県4分の1の補助となっております。

12目介護保険費27節繰出金104万9,000円の追加は、介護保険事業特別会計への繰出金によるものでございます。

次、10ページをお願いいたします。上段からでございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費18節負担金補助及び交付金380万8,000円の追加につきましては、右端の説明欄で御説明させていただいたとおりでございます。

まず、上からですけれども、障害児保育事業費補助金250万円につきましては、愛知川保育園において、障害児保育に係る加配保育士を現在2名から1名増の3人とするもので、補助金の増額をお願いするものでございます。

次に、多子世帯子育て応援事業費補助金12万2,000円、これはある一定階層の児童に対しまして、第三子以降の乳幼児の副食費を無料とするもので、対象者の増により増額をお願いするもので、県の2分の1の補助となっております。

次に、保育所運営対策事業費補助金、新型コロナ対策の一環でございまして105万9,000円。滋賀県の保育所と放課後児童クラブ、物価高騰対策事業を補助金の創設に伴い、民間保育所5園に対し、光熱水費を補助するもので、県2分の1の補助となっております。

次、保育士等奨学金返還金支援事業費補助金3万7,000円。これについては、保育士等に対し奨学金の返還に係る費用の一部を支援するための補助金の計上となっております。県の2分の1の補助でございます。

下段でございます。22節償還金利子及び割引料で1,115万7,000円の追加につきましては、過年度負担金返還金51万2,000円といたしまして、令和3年度子育てのための施設等利用給付交付金の精算に伴うものでございます。

その下の過年度交付金返還金1,064万5,000円につきましては、2つございます。

1つ目は、以前より御迷惑をおかけしております案件でございます。放課後児童健全育成事業に係る新型コロナ感染症拡大防止対策補助金に対して、交付を受けた令和2年度子ども子育て支援交付金（学童分）でございますけれども、返還分を計上するもので、金額については119万4,000円でございます。国との調整を終えまして、結果、通常のルールにのっとっての事務手続となり、今年度の予算において、返還ということになりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

2つ目でございます。令和3年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴う返還分を計上したもので、金額は945万1,000円でございます。

下段でございます。4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費167万1,000円の追加は、組合事務経費の増額と新ごみ処理施設について、環境面で負担が小さいと言われておりますトンネルコンポスト方式について、本圏域での実現可能性を調査・検証するということといたしまして、コンサルタント業者に委託するための必要な経

費を計上するため、広域行政組合の負担金を増額するものでございます。

次、8款土木費2項道路橋梁費4目交通安全対策費260万円の追加につきまして、交通安全対策の施設整備箇所の増加によるものでございます。

続きまして、11ページでございます。

10款教育費1項教育総務費4目学校建設費174万5,000円の追加は、幼稚園・小学校・中学校の緊急的な施設等の修繕により増額するものでございます。

下段でございます。2項小学校費1目学校管理費154万円の追加は、愛知川小学校及び秦荘西小学校において、電気代の高騰等に伴う光熱水費の増額となっております。

下段でございます。5項社会教育費4目文化財保護費10節需用費20万7,000円の追加は、郷土の偉人館の屋根の修繕により増額するものでございます。

12節委託料66万円の追加につきましては、旧秦荘幼稚園で保管をしている民具資料を郷土の偉人館で展示するため、害虫薫蒸を実施するため増額するものでございます。

下段でございます。6目公民館費207万7,000円の追加は3つございます。

1つ目、消防設備点検結果による消火器の購入等で、消耗品として14万1,000円の追加、2つ目、電気代の高騰等による光熱水費の増額といたしまして60万2,000円の追加、3つ目、公民館の廊下で雨漏れが発生しておりまして、新型コロナウイルスワクチン接種の会場でもございますので、補正対応により修繕をさせていただくもので133万4,000円を計上しております。

1番下の段でございます。6項保健体育費3目給食費822万8,000円の追加は2点ございます。

1つ目は、電気代の高騰等による光熱水費の増額として、684万8,000円の追加、2つ目につきましては、コロナ禍での黙食が続いている状況を鑑みまして、楽しい給食、充実した給食を実施するため、賄い材料費を増額138万円とするもので、現在、デザートの日を月2回としていますけれども、週1回に増やすという予定でございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番、上田

太治君。

**○7番（上田太治君）** 4ページの債務負担行為の中に、旧愛知川警部交番及び旧警察庁舎解体工事業費の債務負担行為として8,876万7,000円が上がっておりますが、このことについては、私、庁舎等の適正化の中でも再三申し上げておりますが、愛知川庁舎を本庁舎にするということが確実に決まるまでに、次々と予算をつけてやっていくというのは、ひょっとしたら無駄になる可能性が高いという具合に思います。なし崩し的に次々と予算をつけるのではなく、まず、最初に、本当にここに、ここを本庁舎にするということを議会の同意を得て決めることこそが先かなあという具合に思います。

それと同時に、愛知川警察署の、利用については全く考えられなかったのか。豊郷町における豊郷小学校のアニメの聖地のような施設、監獄のある警察署が公共団体といいますが、市町村の中で持っているところは全国でも大変珍しいというか、私は聞いたことがありません。これらを改修して、全国にPRをするよい機会ではないのかなあ。そういう施設利用については、全く考えられなかったのかということをお尋ねします。

ある人は、獄舎ホテルということで、ホテルに利用したかって話題性を呼んで、採算が合うのではないかというようなアドバイスをしてくれた方もおられます。

なし崩し的に、計画では、どうも職員の駐車場にするという具合に計画されておるようですが、それにしては負担が、買収費や解体費等を含めると負担が多く、効率的でないと思いますし、それらについての検討はされたのかどうかについてお尋ねいたします。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 御質問いただきまして、それぞれ大事な御視点であるとは存じます。

まず、本庁舎というところがこちらの愛知川庁舎ということに関してということでもございますけれども、今までも御答弁でもずっと申し上げてきておりますけれども、それぞれ総務省から総合計画をしっかりと持ってくれということにおいて、愛荘町においては、その利活用を考える会、そしてその後のあり方検討委員会という、それぞれ民間の方々に入っていただいていたの委員会ということが立ち上がってまいりました。

その中において、この愛知川庁舎というものが、災対本部の設置に合致をする耐震

性を持っているというところ、そして延べ床面積等々も含めて愛知川庁舎ということが本庁舎とすることがふさわしいであろうということの御答申を頂いているというものでございます。

その部分においてもこの愛知川庁舎を本庁舎とするということでの計画を今までも進めてきているというものでございます。

また、旧警部交番でございますけれども、前町政・前々町政において土地建物を取得をされた。その後からずっともう10年来、あのまま手つかずになっているというようなものでございます。この間において実は県警本部のほうからも、警察というものの威厳という存在ということも鑑みながら、愛荘町さんがしっかりと活用していただくと、あるいは利用されるということで、利用というのはその土地の部分でございますけれども、ということにおいて愛荘町さんに売却をしたにもかかわらず、警察建物が劣化、朽ちているというような環境の中において、そのまま衆目にさらされているということに関しては、一体、愛荘町さんはどのようにお考えなんだというところは、実のところを御指摘を頂いているということもでございます。

また、格子がある部分でございますけれども、留置をするところでございますけれども、そこで、例えばかつ丼を食べたりなんてそういうことをしてみたら面白いじゃないかというような御指摘を頂いたことはございますけれども、例えば700円のかつ丼を30人の方に食べていただいて、それで2万1,000円の売上げでございますけれども、2万1,000円の売上げを立てるために、じゃあ調理の方であったりという7,000円ずつ払ったってそれで七三二1で、結局利益が生まれないというようなものでございます。光熱費等々を含めていくと、なかなか食を提供してということで採算が合うかという、結局また公費の持ち出しになるということが、かなりリアリティーのあるものかなというふうに思います。ホテルも、同じ理由でございます。

そういう点ではいろんな構想ということが、もしかしたらかつて私が就任させていただく前からあったのではあろうけれども、それが成就しなかったという上に、今日、あれが町の大事な交差点においてあの姿をさらしているということは、やはり行政としては、もうそろそろ課題解決をしねばならないということの思いは大変強いものとしてありますし、多くの町民の皆様からも、一体愛荘町はあれをあのまま何をしているんやというふうには、恐らくお感じになっているのではなかろうかというふうに思います。

また、あそこの部分を駐車場というのは、もちろん職員ということも体のある人間でございます。駐車場が全くなくて機能するということはやっぱりありません。そういう点において、この道路を隔ててということそれぞれの建物を新しいのを向こう側につくったらいいじゃないかということも、御意見としてはありましたけれども、やはり、全ての福祉課関係・子育て関係の課が、全て一本の線で結ばれた同一の敷地内にあるということが、住民の皆様にとっても案内をする際にも大変利便性があるということの計画をつくってきておりますものでございますので、駐車場というのはさも価値のないものということでは当然ないものでございますので、その部分が計画として今までも皆と協議をしながら、議会の皆様からも御意見を頂きながらまとめてきたものでございますことを御報告させていただきます。

**○議長（村田 定君）** 7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 私も単純計算といいますか、やらない理由、できない理由は次々といっぱい立証できると思います。豊郷小学校についても、テレビで全国ネットに出るほどの論争がありましたが、今では十分、豊郷町を大きく、ある意味、ある意味といいますかよい意味で売り出している施設であると思います。それはいろんな創意工夫を積み重ねることにより成り立つものであると思いますし、また、先ほど町長は、もう既に、ここに本庁舎が来るが決まったごとくおっしゃっておられますが、先ほど来、2つの契約議決が否決されたようなことになれば、多くの費用、例えば庁舎改築のための設計費用や計画作成のコンサル費用それぞれ1,500万、またコンサル費用についても1,000万近い費用が無駄になってしまいます。

そうならないためにも、まず、ここです。愛知川庁舎を本庁舎にとするという合意を議会と執行部が固く結んでから、次の行動に移すべきでないのかなと思いますが、議会の言うことはどうでもええねや、我々がしたいと思うようにするんやという、有村町長の意見なのか、それについて再度お尋ねします。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 来年の3月に改めて議会にこの議案ということで上程を申し上げていくということを、今日答弁の中でもさせていただきました。

様々に議会からも、いろんなお立場からの御発信ということは頂いているものでございますけれども、実際にこの事案、これ以外にも、ちょっとより滋賀県下、何と申し上げますか、見ていただいても多分お感じになっていらっしゃると思いますけ



れども、例えばダムの大戸川ダム等々、当時はやっぱりそのダムは違ふだろうという  
ような御判断が県民の御判断としてもあって、その結果の選挙結果ということもあり  
ました。そしてまた、新駅をつくるということ、それも要らないというようなこと  
において、そこから時間が今10年たってみて、結局両方とも、例えば駅はあったほう  
がよかったよねというふうな御判断がかなり多いというものにもなっています。北陸  
新幹線の延伸のことも含めてですけれども。そしてダムはいよいよ着工していこうと  
いうようなことになっています。

本来、物事に変化が生じるということは、やっぱりそこにいろんな軋轢とか思いと  
いうのを生むのは事実だと思いますけれども、やっぱりその時々で、この案件にした  
ってもう8年間、起点から時間がたってきております。そういう点においてはその時々  
でやっぱりしっかりとその責にあるメンバーが判断をしながら物事を成就させていく  
というような使命を私たちは帯びているというふうに本当に思いますので、そういう  
点におきましては、全然議論が結ばれてないとかそういうことではないと、本当に私  
は思っております。

しっかりと、適宜適切に情報発信をしながら、議会の皆様に御報告をしながら積み  
重ねてきているというのが今日であるということ、ぜひ御理解を賜りたいと存じま  
す。

**○議長（村田 定君）** 7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 過去の結果を見れば、たら論はいくらでもあります。ああし  
とけばよかった、こうしとけばよかった。やっぱり正しかった。そういう事例は幾ら  
でもありますが、特に庁舎問題については滋賀県内近くを見ても、近江八幡市しかり、  
高島市や米原市についても、庁舎の位置や、改修については随分と議論がされ、二転  
三転されております。

近江八幡市の前市長、私、たまたま津村副市長が懇意にしておりましたので、今の  
庁舎を売却して、新たな土地に出た場合はどうなるだろうというような相談を受けた  
ことがございます。そのときに私は、ディベロッパーに大きな分譲マンションを建て  
させて周りを住宅地にすれば、新しい農地に近い土地に出たら十分採算が合うのでな  
いのかなという思いを感じました。その後、それが争点になって市長が変わったり、  
結局、今のところで新しく建てられるというようなようでございますけれども、多分、  
10年先、20年先になれば、やっぱりあのとき動いといたらよかったのだなとなる

ような気がします。それはどちらかが正解かは、今は言えません。

だからこそ十分議論をして、だからこそ、十分議論をしてしっかりと無駄のないような施策を進めていただきたいという思いでございます。

以上です。

**○議長（村田 定君）** ほかに質疑ありませんか。5番、村西作雄君。

**○5番（村西作雄君）** 1点お聞きしたいと思います。

歳出の部で社会教育費文化財保護費の委託料66万の件であります。

先ほど総務主監の説明では、旧秦荘町幼稚園に保管している民具を西澤眞蔵記念館に持っていくための、そのための薫蒸費だというような説明を受けました。

旧の秦荘幼稚園では多くの民具がいっぱいありまして、全て持っていくということはなかなか難しいというふうに思いますけれども、反面、眞蔵記念館に合った民具を持って行って、要するに眞蔵記念館に来られる方が、こういう民具が昔こういうのを使っていたなというような形での見学、見識を深めるということはいいことだというふうに思います。

そこでお聞きしたいと思うんですけれども、今回、薫蒸費として66万予定しておられますけれども、こういった民具が何点ぐらいで、そしてどういった民具をその眞蔵館に持っていきこうとされているのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 歴史文化博物館長。

**○歴史文化博物館長（下村今日子君）** 歴史文化博物館、下村です。よろしくお願いいたします。お答えさせていただきます。

この旧の秦荘幼稚園舎の民具については、612収蔵しておりまして、そのうち、保管が必要なものについて、この9か月ほど、職員、各委員全員で検討してみました。

そのうち、今回の薫蒸に該当する物は61点。その中の25点を西澤眞蔵記念館のほうの展示品として考えております。

展示品の内容としましては、生活民具、主に電気スタンドやミシン、あんか、ハエ取り、ラジオ、ポータブル蓄音機や火のしなど、そうした生活に根づいたもの、西澤眞蔵記念館で使われていたものというふうにはちょっと断定はできないんですけれども、そうした昔の暮らしがうかがえるものを展示して、小学生や中学生が見学に来たときに、昔の暮らしを学ぶことができるような展示を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） ありがとうございます。

そこで確認なんですけど、今ほど館長の説明では、薫蒸が必要なものは61点、そのうち25点を向こうへ持っていくというような説明だったと思うんですけども、この薫蒸費の66万は61点分なのか25点分なのか、お願いします。

○議長（村田 定君） 歴史文化博物館長。

○歴史文化博物館長（下村今日子君） すいません、説明が抜けておりました。

今回の薫蒸費は61点分で、25点の展示以外の残りのものは、博物館のほうに移管場所をつくりまして、そちらのほうに移管する予定であります。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 1点聞き落としたか分かりませんが、ちょっと確認したいんです。

10ページの中で、過年度交付金返還金、これ1,064万5,000円。この中に、先ほどの説明の中ではR2年度の分が含まれてあるというようなことも言われたと思うんです。ほんで、R2年度を言うと、この前、子ども支援課のほうであった、たしか291万6,000円、291万7,000円やったかな。そんだけ振り込んでもらって使った金が191万7,600円やったかな。そこらへんの金やと思うんです。それ以外に、返還することがあったんですか。額が合わないの。

言うている意味分かりますか。子ども支援課で業務ミスが発生して、返還した金が、一番当初受けたのが300万ということだけど、正確には291万6,700円やったかな。その金を受けて、そして本来ほいで払わなあかんけど払えてへんかったから、実際使った金を金が191万7,600円。これを4年度で払ったということがありましたわね。副町長が説明しはった分。全員協議会で。

ほんでそのお金プラス、これ1,000万からあったらちょっと額が合いませんでしょう。ほかにあったんですかって聞いてんねん。そのお金はこの前聞いたらもうあれは終わったんやと言われたさかいね。僕にとってはあまり終わったと思わへんけど、あのときに出たお金よりこっちのほうが大分多いので、またほかにいろんな返還金があったのか、それを聞いていますねん。教えてください。

○議長（村田 定君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（重田祐史君） 返還金の内訳等について御説明させていただきます

す。

当初9月に補正させていただきまして、学童保育所のほうに支払いできてなかった額につきましては173万9,995円ということです。そちらのほうにつきましては、もう10月の31日に支払いをさせていただきました。

今回あげさせてもらいました該当する額につきましては、1,064万5,000円となっていますけど、こちらのほうの内訳につきましては、R2年度分、この分につきましては、119万4,000円ちょうどの額となっております。この差額につきましては、実際受けた額を返すというものではなく、当時の申請を受けているけど、実績と違いますので返しますという額ですので、差額は少し少々出てきます。

あと、もう1つなんですけど、945万1,000円、こちらのほうは通常どおりで、福祉課の補助金につきましては、翌年度精算という補助金のシステムになっておりますので、実際、翌年度になってから確定をして返すというものになります。その分については、3年度分が945万1,000円、この分が含まれております。

**○議長（村田 定君）** 9番、外川善正君。

**○9番（外川善正君）** 分かったような分からんような話やけど、前のやつは10月31日で返還して終わったと。あんたが説明した分はね。支払っていますねんね。その後の残りのやつが、こんだけお金あるということやね。

**○議長（村田 定君）** 副町長。

**○副町長兼企画政策監（中西 功君）** ちょっと私のほうから改めて御答弁させていただきます。

令和2年度分と令和3年度分の交付金をそれぞれ返す必要がございますので、今回は2つ合わせて1,000万余りということになってございます。

そのうちの令和2年度分の返せていなかった部分が119万4,000円でございます。

それから令和3年度分の、今ほど課長も御説明いたしました翌年度精算になる分については、945万1,000円ということであります。

令和2年度分の119万4,000円につきましては、令和2年度分の精算の段階で、一旦、実績報告を上げて精算をしております。その分がまだ返せていなかったということが判明をいたしましたので、このたび県を通じて国と調整をいたしまして、返還をさせていただいたものということでございます。

○議長（村田 定君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ということは、その3年度の分に900幾らかある分は、これは直接、業務ミスとかほんなら関係のないやつやね。ほんでそれが混ざったさかい、なんかややこしいことなるみたいやけど、そう言うてくれたらええねん。何か残ったような感じがするさかい。分かりました。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） 今の外川議員がおっしゃったとおりでございます。令和3年度分の精算と令和2年度分できていなかった精算がこのたびのこの補正の、お認めいただいて執行することによって、精算が完了するというところでございます。

○議長（村田 定君） ほかに質疑ありませんか。7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 申し訳ございません。もうあかんと言われるかなと思って。

○議長（村田 定君） いや何ページということ。

○7番（上田太治君） いや、今の問題についてです。945万円、令和3年度から返還する。せっかく国から補助金として予算付けを頂いていますのに、それらが返すことになるのは、少し残念だな、もったいないという思いをします。それらは、できるだけ残金が出ないように、いろんな角度で利用していただける方法はなかったのか。もう済んだことですので、今後は、やっぱりうまく使っていただきたいという具合に思います。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長兼企画政策監（中西 功君） お答えをいたします。

無駄に使っているとかあるいはそういうことではなくて、使っていないということではなくて、事業を実施するに当たって、年度末まで事業を行う、福祉の事業でございますけれども、国のお金は一旦、それより早い段階でもう既に決まったものとして申請した額で振り込まれてくるということがありますので、それは、事業として必要な分を精算してお返しするというルールでございますから、使う使わないというところに余計に使うとかそういったことは通常起こり得ないことでありますから、そこは御理解を頂きたいと思っております。

○議長（村田 定君） 上田議員、最後にしてください。

○7番（上田太治君） 分かりました。ここで議論をするというよりも、また対面で

十分理解できるように答弁をしていただいたら。

いや、私は、せっかく来たんは十分いろんなところに、いろんなところで利用せなもったいないという思いをただけでございまして、また、それについては御教示いただきたいと思えます。

**○議長（村田 定君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江、反対討論を行います。

議案第56号 愛荘町一般会計補正予算（第7号）について、反対を表明します。この補正予算は、マイナンバーカード関係の業務以外の総務費、民生費、土木費、教育費は、行政事務上必要と認められるものです。マイナンバーカード関係業務は、国が、今年度において100%の普及達成のために、強引に進めている業務です。

国は、カード保持の普及のために、健康保険証を廃止すると、国民に脅しとも取れる方針を発表しました。国民の大多数は、個人情報の漏えいに危機感を持っていますから、本町では11月11日現在の交付率は約47%です。税法改正などで、自治体DXを推進することと併せて個人情報の集約化を図る国の進め方を糾弾して、反対討論といたします。

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** ほかに討論ありませんか。7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 私は、ただいま、反対討論されました瀧 すみ江さんとは違った観点から、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほども申しましたように、愛知川交番警察官舎の解体については、やはり十分、庁舎の最適配置が決まってからかかるべきものであるし、もっとほかにも、いろいろな利用方法を検討する余地はあると思えます。

ほかの議員の皆さんも、三山館及び交流館の指定管理については反対をされたわけですから、これらの予算についても一から見直そうという観点から、当然、反対をしていただけるものと思えます。ほかの項目については、私はおおむね賛成であります

し、ここで否決されても、執行権は町長にあるわけですから、執行の妨げにならないように、執行していただいたら結構でございます。

以上の観点から、私は反対をいたします。

**○議長（村田 定君）** これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立多数であります。よって、議案第56号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村田 定君）** 日程第9、議案第57号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** それでは、議案第57号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の12ページをお開きください。

令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,067万1,000円とするものでございます。

債務負担行為の補正でございます。第2条債務負担行為は、第2表債務負担行為によるものでございます。

15ページの第2表債務負担行為を御覧ください。特定健康診査等事業として、国民健康保険加入者の40歳から74歳の方を対象に健診を実施するに当たり、日程等の調整を行うために、令和5年度予算成立までに業者選定を行う必要があるため、1,016万4,000円を限度額として債務負担をお願いするものでございます。

それでは、内容について事項別明細書で御説明申し上げます。18ページをお願い

をいたします。

歳入の部でございます。7款県支出金2項県補助金3目保険給付費等交付金2節の特別交付金16万5,000円の増額でございますが、未就学児に係る均等割保険料負担金の創設に伴う国保連合会のシステム改修費経費に対し、10分の10の補助率で特別調整交付金が確保されることから、追加をさせていただくものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。歳入の10分の10の特別交付金に係る支出の分でございます。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費18節負担金補助及び交付金16万5,000円の増額でございますが、先ほど申し上げましたとおり、未就学児に係る均等割保険料負担金の創設に伴う国保連合会のシステム改修費負担金を追加するものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、議案第57号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎延会の宣告

**○議長（村田 定君）** お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



**○議長（村田 定君）** 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、12月9日から12月21日までの13日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 異議なしと認めます。よって、12月9日から12月21日までの13日間、休会することに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は、12月22日木曜日午前9時から本会議ですので、よろしくお祈いします。

また、議会運営委員会を12月21日水曜日午前9時から開催し、全員協議会を午前10時から開催しますので、よろしくお祈いいたします。本日は御苦勞さまでした。

延会 午後4時57分